

平成29年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年12月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第118号から議第132号まで

(平成29年度野洲市病院事業会計予算 他14件)

質疑

第3 議第118号から議第132号まで

(平成29年度野洲市病院事業会計予算 他14件)

常任委員会付託

第4 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は、18名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、11月29日と同様であり、配付を省略しましたので御了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、長谷川崇朗議員、第6番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、議第118号から議第132号まで、平成29年度野洲市病院事業会計予算、ほか14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第118号から議第132号までの各議案については、通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

(日程第3)

○議長（矢野隆行君） 日程第3、議第118号から議第132号まで、平成29年度野洲市病院事業会計予算、ほか14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第118号から議第132号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（矢野隆行君） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） おはようございます。

5番の、新誠会、坂口重良でございます。トップバッターとして、大変光栄でありますとともに、大変緊張をいたしております。

通告のとおり、1件質問をいたします。

野洲市民病院整備計画の中でも示されていることは承知をいたしております。野洲市民病院の一日も早い建設のため、一因になっております妓王井川雨水対策についてを質問させていただきます。

地球温暖化などによる集中豪雨に対する妓王井川雨水対策について、上流部の宅地開発やゲリラ豪雨による河川の氾濫は、住民の生活に直結するだけでなく、特に駅前周辺地域では妓王井川雨水対策が今回の市民病院建設に影響が考えられます。地震・洪水時には災害避難場所となる機能を持つ場所にもなります。早期改修の実現に向け、取り組みをいただきますよう要望いたしますとともに、現在の推進状況と今後の具体的な対応策を示していただきますようお願いいたします。

なお、国・県との協議も含めて、御答弁のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、坂口議員の妓王井川の雨水対策の御質問にお答えするに当たりまして、これまでの妓王井川の河川整備計画に係ります協議経過並びに妓王井川の河川改修がおくれた

原因も含めまして御説明申し上げます。

妓王井川は、小篠原地先の市道8号線を起点としまして、富波乙地先の中ノ池川合流部を終点とした延長2,130メートルの一級河川として指定されている河川でございます。河川管理者は滋賀県となっております。

駅前の浸水対策につきましては、以前より滋賀県に対しまして再三要望を行ってきたところでございますが、平成12年9月29日に、滋賀県と当時の野洲町におきまして、妓王井川に係る治水対策について協議を行っていたところでございます。

その中で、滋賀県は、現川の改修は困難であり、考えられる手法として、バイパス放水路案か調整池案となる見解を示されたということから、野洲町は、当時の町長が童子川までのバイパス放水路事業の実施を決めているからと、河川管理者でもないにもかかわらず、野洲町みずから放水路事業の実施主体となる異例の方針を示しました。

その後、野洲町は、既に平成12年9月に発注済みでありました雨水基本計画業務の成果をもって検討しましたところ、事業効果や費用面などから、平成13年3月に雨水幹線によるバイパス放水路事業を実施することができないという結論に至りました。

このような経過を踏まえまして、平成14年6月25日に童子川上流部の先線の整備計画は未定であったため、その整備主体等に関して滋賀県と再協議が行われました。再協議においては、一級河川のショートカット事業の位置づけということから、野洲町でのバイパス放水路の事業実施は困難と判断をし、滋賀県が事業主体となって実施すべきである旨の主張を行いました。滋賀県は平成12年の回答を根拠として、当該事業は野洲町が主体的に取り組むように主張し、さらに童子川上流部の事業も野洲町が取り組む旨の書類を提出するよう要請がございました。それを受けまして、平成14年9月27日に童子川の上流部整備を野洲町で施工する旨の見解書を野洲町長名で知事宛てに提出をされています。

一級河川のバイパス放水路事業を野洲町が事業主体となってみずから行う旨の見解は、河川法上及び政策的に実現性のない事業の実施を約束したということ、結果的に河川改修が長年とまったことにつながったものと、このように判断しております。

平成22年度に入り、野洲市から滋賀県に対し、安全度の低い妓王井川の改修を再度要望しましたところ、平成12年の協議において野洲町が施工することを約束し、さらに平成14年に提出した見解書があることから、改修を行えない旨の回答がございました。それを受けまして、野洲市長から異議を申し上げまして、本来河川管理者がみずから行うべき河川改修の必要性を強く要求した結果、原点に戻りまして、本来あるべき一級河川の管

理者として滋賀県が改修計画を進めていただくこととなったところでございます。

それに加え、本市におきましては妓王井川の流量軽減及び市三宅・四ツ家地区の治水安全度の向上を目的にしまして、平成22年度に友川の雨水対策事業として15.3ヘクタールの流域変更を伴う下水道事業認可手続を行いました。当時、普通河川友川は老朽化が著しく、また中流部を準用河川に指定して改修を行ったものの、下流が脆弱な状態であったことから、抜本的対策を講じる必要があったため、平成24年度から都市河川として位置づけて雨水幹線事業として実施をしております。

この雨水幹線事業は、本市の重要施策として位置づけをしております。現在、計画的に進めておりました、今年度末には市道北口線の交差点までの工事を終えまして、今後は市三宅・行畑・野洲地区計画区域及びJR横断箇所を含めた上流域の整備に係る検討を行っていく予定をしております。

妓王井川で流下能力が最も不足しております駅前改修につきましては、平成25年の台風18号の浸水被害もございまして、滋賀県に対し、緊急要望を行いました。その要望を受け、滋賀県においては、野洲駅南口市有地において市民病院が開院予定であることを念頭に、短期的かつ緊急的に整備する必要があるものとして、平成26年度から河床を約50センチ切り下げる低水路整備を行っていただいております。特に昨年度施工された県道野洲停車場線交差点下の橋梁部について河積断面を16%程度拡大させる成果を上げていただいております。

今年度におきましても、滋賀銀行野洲支店から上流側約50メートルを実施される予定となっております。また、駅前区間においては、著しく流下能力を阻害している箇所の浚渫工事を随時行っていただいております。7月には県道野洲停車場線交差点付近約150メートルを実施していただいたところでございます。特に、県道野洲停車場線下の橋梁部につきましては、河川断面が小さく、大雨時に浸水被害をもたらすネックポイントとなっていることから、ボックス水路設置等により、流下能力不足の解消に向けました詳細な調査及び設計を現在進めていただいております。

このほかに、短期的対策としまして、管理者不明橋17橋を含め、橋梁で著しく流下能力を阻害している箇所につきましては、今後、かさ上げや不要な橋梁を撤去するなどの検討もしていただいております。

このように河川管理者であります滋賀県においても、本市からの要望を受け、平成22年度以降対策を講じていただいております。今後、妓王井川の抜本的な対策としての改

良計画も含め、実施検討されることと判断をしているところでございます。

本市におきましては、今後も雨水幹線事業を推進させるとともに、河川管理者でありませぬ滋賀県に対し、早期に抜本的な対策を講じられるよう、予算確保も含めまして強く要望を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。小山部長、ありがとうございました。

答弁の中にもありました、4年前の9月の台風では、妓王井川の氾濫、冠水によりまして駅前敬老会が中止になりました。駅前だけでも、金融機関などを含め、約1億円以上を超える被害となっております。市役所の職員さんによる土のうづくりなど、努力によりまして、それ以上の被害とはなりませんでした。

せっきくの機会でございますので、1点だけ質問をさせていただきます。妓王井川につきまして、ただいまの河川流量断面積の16%でしたか、拡大に向けての県は進められておるといってございますが、ことしの台風での状況はどうであったのか、お知らせいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、坂口議員の再質問でございますが、10月の台風21号の妓王井川の状況ということでお答えをさせていただきます。

都市建設部の道路河川課及び庁内の水防班によりまして、当日、10月22日の日曜日及び明けて23日の月曜日まで、水防体制ということで水防活動のほうを実施してまいりました。その中で特に注意が必要であった、議員がおっしゃいました妓王井川の状況については、逐次確認をさせていただいたところでございます。水位を申し上げますと、雨が降っているときの平均水位でございますが、ちょうど普通河川の妓王井川と合流しておる、そこに量水標がございますので、それで確認をさせていただいたところ、路面からマイナス60センチ程度でずっと推移をしていたところでございます。最高の水位に到達しましたのが22日、昼の12時でございますが、その時点でマイナス62センチというようところでございまして、特に道路が冠水するなどの、そういった状況は見受けられなかったというような状況でございますが、河川の、50センチ滋賀県のほうで掘り下げていただいたわけでございますが、ある一定の効果が見られたんではないかと、このように市としては評価しているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 再答弁ありがとうございます。

妓王井川問題だけではなく、市内を流れる河川、長期にはかかると思いますが、国・県・市一緒になって早期の解決をよろしく願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告2号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） では、皆さんおはようございます。

2番、山崎敦志です。

2点質問をさせていただきます。

近江富士団地内の公共施設跡地利用について、健康福祉政策監にお伺いいたします。

近江富士団地内、旧三上幼稚園跡地の利用について、地元近江富士自治会において検討されています。市内高齢化率が一番高い地域においては、高齢者が集える施設として近江富士会館が今設置されております。700世帯を有する地域として、高齢者福祉支援活動、今進められております地域ふれあいサロン等を計画しても、参加者が場所が遠いから参加しない返事が多く出ております。旧幼稚園跡地に高齢者が集える施設について、近江富士自治連合会の要望を含め、どのような計画を検討されているか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、山崎議員の近江富士団地内の公共施設跡地利用についての御質問の1点目、旧三上幼稚園跡地の近江富士自治連合会の要望を含めた計画の検討についてお答えをいたします。

旧三上幼稚園跡地におきまして、高齢者等が集える施設を公共施設として整備する要望を近江富士自治連合会からいただいております。市といたしましては、基本的に地域のコミュニティ活動を支援する拠点はコミュニティセンター、そして各自治会単位では自治会館をその集える施設として位置づけることとしております。このことによりまして、特定の地域に対して公共施設を建設することはできないということを本年3月に近江富士自治連合会の役員全員の皆様に市長のほうから口頭にて回答をしておるところでございます。

現在、市といたしまして旧三上幼稚園跡地の利用計画はございませんので、自治会館の建てかえ等を御希望された場合には、自治会館建てかえ候補地の1つとして活用していた

だくことも可能であると考えております。

なお、自治連合会が検討されております自治会館の整備計画につきましては、市といたしましてお答えする状況ではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

地域で、今、一生懸命連合会で検討されて、2カ所あたりそういう施設を自治会資金並びに地域の補助金を使って計画するという話が少しずつ上がっておりますので、今後もその辺について御支援をいただきたいというふうに思います。

もう一点は、今、三上こども園が来春開設されますので、三上保育園、現状はまだしばらく使われると思うんですけど、その辺の今後どのような利用とか考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、山崎議員の2点目の三上こども園が開設されることで、三上保育園が閉園となった後の利用計画についての御質問にお答えをいたします。

三上保育園の園舎につきましては、昭和53年、1978年でございますけれども、その時点での建築でございますので、既に39年が経過をしておるところでございます。現行の耐震基準に合致しておらず、耐震に課題がある上に老朽化が著しいことから、解体、除去することとしておりまして、跡地につきましては野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画におきまして、売却または公共用地代替地等として利用することとしておるところでございます。

なお、同計画の策定に当たりましては、平成23年3月の野洲市議会全員協議会におきまして協議をさせていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

私も勉強が不足しておるんですけど、地域ふれあいサロンというのを社会福祉協議会のほうで申請して助成金いただいていると思うんですけど、今どのぐらいの地域が活動されているか、おわかりなら教えていただきたいと思うんですけど。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 申しわけございません。今ちょっと手持ち資料ございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 通告なかったので申しわけないね。じゃあ、お願いします。

○2番（山崎敦志君） はい、わかりました。また後ほどお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 済みません、続きまして2点目ですけれど、都市建設部長様にお伺いします。

8号バイパス及び工業団地について、国道8号バイパスについて、平成29年3月11日に着工式が行われ、平成34年びわこ国体開催に合わせて開通を目指されておりますが、現段階で国道8号バイパスルート用地買収及び大規模事業所移転交渉の進捗及び三上小中小路工業団地の造成工事の進捗についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、山崎議員の国道8号バイパス及び工業団地についての1点目でございます。国道8号バイパス及び工業団地造成工事の進捗状況ということでお尋ねでございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

国道8号野洲栗東バイパスにつきましては、昭和57年に事業化をされてございまして、平成12年に都市計画決定された全長4.7キロメートルの道路でございます。用地買収につきましては、平成25年度から着手をいたしまして、平成27年度までに市内の農地部は完了をしております。ことしの10月末日現在で市内の用地買収率につきましては、小篠原地先の起点部の事業所も含めまして、面積ベースで77.1%でございます。また、バイパス全線における進捗率につきましては約70%でございます。

大規模事業所の移転交渉につきましては、継続的に事業主体でございます滋賀国道事務所とともに移転に伴う協議を進めているところでございます。

用地買収の進捗状況につきましては、事業所の権利等、不当な利益を害するおそれがあるため、お答えすることができません。

続いて、三上小中小路工業団地の造成工事の進捗状況につきましては、平成28年度に当該区域を市街化に編入をいたしまして、地区計画等の決定後、用地買収を行い、農地部5.8ヘクタールにつきましては地権者の御協力を得て完了をしております。

今年度におきましては、事業委託を行っている滋賀県土地開発公社において開発協議を

現在行っているところをごさいますて、今後につきましては地元説明会を含め年度内に取りまとめを行いまして、来年度から造成工事に着手をする予定でございます。

完成後につきましては、滋賀県土地開発公社から土地を買い戻しいたしまして、大規模事業所が早期に移転できるよう、バイパス事業と並行して工業団地造成事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 小山部長、ありがとうございます。進捗、順調にいて全体で70%、野洲市内では77%と、協力者が順次いただいているということで、進捗、順調に進んでいると思います。

2点目ですけれど、三上地先のバイパス用地周辺地域の今後の都市計画ということで、まちづくりビジョンの中にも沿道サービスとか、こういうふうに書かれているんですけど、その辺はこのまちづくりビジョンをベースに進められるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、山崎議員の2点目の御質問でございます。三上地先バイパス用地周辺の都市計画についてお答えをさせていただきます。

滋賀県の都市計画につきましては、大津湖南都市計画の区域区分の定期見直しを平成32年度に予定をされているところでございます。

野洲市では、現在、その区域区分定期見直しに向けまして、滋賀県と協議を行うための市の素案の作成に向けた検討を始めておりまして、今後、必要とする施策に合わせて必要な土地利用転換を図るよう検討していきたいと考えております。

本市は、野洲市まちづくりビジョンで本市の都市計画マスタープランの中から15地区の検討、整理を行いまして、そのうち実現の可能性の高い地区といたしまして5地区をお示ししております。

市素案の作成に当たりましては、三上地先バイパス用地周辺を含む5地区の中から都市基盤の整備状況等を踏まえまして、それぞれの地区に必要な土地利用方針に従いまして絞り込みを行った上で提示をしていくものでございます。

なお、平成28年度には、国道8号バイパス事業に伴う事業所等の移転用地としまして、工業区域7.6ヘクタールについて定期見直しを待たずに随時見直しを行ったところで

ございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

ただいまいただきました返答の中でまちづくりビジョンということでお伺いいたしました。都市建設部のほうから、市内三上地先企業に対してアンケート的なものをとられたと思うんですけど、そういうのを今後参考にしながら計画を進めていただきたいと思います。

御丁寧な答弁ありがとうございます。これで終わります。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告3号、第10番、稲垣誠亮議員。どうぞ。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、10番、稲垣でございます。

それでは、一般質問をスタートさせていただきます。

1件目、PTAの任意加入について、ほかについてお伺いいたします。

本件は、本市におけるPTAの趣旨、独立性、活動の有効性、地域コミュニティの基幹的な組織の1つであることを尊重した上での通告になります。保護者が協力できる範囲で自主的にするための日々の活動のあり方の改善が趣旨であり、御理解の上、以下の答弁を求めます。

1点目は、PTAは、一般的には保護者と教員が協力し、学校及び家庭における教育に関して理解を深めて教育の振興に努め、また児童・生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため、会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体であると理解しています。本市におけるPTAの活動目的、内容についてお伺いいたします。

2点目は、PTA活動は、保護者と教職員がともに手を携え、児童・生徒を温かく見守る意義のある活動であり、取り組んでおられる全ての方に心から感謝申し上げます。

しかし、ここでPTA活動の役員を引き受ける大変さが問題となります。PTAへのかかわれる度合いは各家庭によってさまざまであり、保護者の中にはPTA活動が極めて負担になるという現状があるかと思えます。特に、共働きや母子家庭、父子家庭、家族の介護、また夜勤をされる方の場合、なおさらであります。引き受けなければいけない役職があり、中には仕事を休んでPTA活動をしなければいけない状況が発生することがあるかと思えますが、本市における保護者のそのような実態把握についてお伺いいたします。

3点目は、PTAはその組織の目的や位置づけから、子供のためということはあるものの、加入は任意のものであると思いますが、その点お伺いたします。

4点目は、PTAは任意であるという言葉をもう一度確かめ合い、できる人ができる範囲でという雰囲気をお願いし、仕事等をする上で負担にならない仕組みをつくっていくことが大切であると思います。ライフスタイルと価値観の多様化が認められる組織となるよう啓発を提案しますが、この点お伺いたします。

5点目は、一任意団体に学校に入学したときから自動的にPTA会員となっている実態があるように見受けられますが、保護者に対して加入は任意であるとの説明がなされているのか、説明がないのであれば、任意であることを告知するよう提案したいのですが、この点お伺いたします。

6点目は、東京都世田谷区の「PTAのしおり」によると、PTAの目的は、P（保護者）とT（教員）が子供の健全な育成と幸福を目指してお互いに学習し合い、その学習に基づいた活動を一緒に進め、よい保護者、よい教師になるよう努めることにありますと記され、また会員は自由加入が原則ですと記されています。保護者の中には、任意性について理解していない方も多数いると思われれます。告知ができないのであれば、少なくともこのような配付物による案内が必要だと思わますが、この点お伺いたします。

7点目は、PTAに仮に加入しなかった場合、実質的に子供への不利益等が発生することは絶対にあってはならないことであると思います。具体的には、非会員の子供に対してPTAからの卒業記念品が渡されない、PTA主催のイベントに参加することができないなどが想定されますが、子供に対し不利益が発生しない点は安心してよいか、お伺いたします。

8点目は、野洲市内の小・中学校のPTA会費は各学校が集金業務を担当されているものと思いますが、徴収方法、金額についてお伺いたします。

9点目は、本市の就学援助制度の中にPTA会費は含まれているのか、お伺いたします。

10点目は、PTA活動は保護者と教員が一体となって行うものであると思いますが、教員のPTA事務、会計事務は公務であるのか公務でないのか、お伺いたします。

11点目は、平成29年度の学校教育方針の中に、教職員の負担軽減に向け、学校における業務改善のガイドライン策定に取り組み、教職員が子供に向き合う時間の確保に努めてまいりますとうたっていますが、PTA活動が教職員の業務量の増大、精神的負担にな

っていないかをお伺いいたします。

1 2 点目は、保護者から徴収する P T A 会費は、1 件当たりは小さくても、集めれば大きな金額になります。だからこそ、健全性を保ち、野洲市の学校教育費、学校運営費で賄う部分と一線を画す必要があると思いますが、現在、P T A 会費が投入または物品購入費として実質的に費用負担となっている状況はありますでしょうか。また、事前に行政が P T A 会費の利用を想定した予算編成をされている可能性はあるのでしょうか。この点お伺いいたします。

1 3 点目は、前段 1 2 における P T A 会費からの実質的な費用負担が仮にあるのであれば、内容をお伺いいたします。

1 4 点目は、野洲市における各学校の P T A、P T A 連合会に対する予算措置や助成の有無についてお伺いいたします。

以上、教育長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、稲垣議員の P T A の任意加入等についてお答えしたいと思います。

まず、本市の P T A の活動等についてお答えいたしますが、各校園の P T A は独立した団体でございますので、基本的には教育委員会として直接関与することは適当でないと考えておりますので、その立場からお答えいたしたいと思います。

最初に、P T A の活動目的、内容についてでございますが、P T A（Parent Teacher Association）は、保護者と教職員が協力して家庭と校園、地域の連携を密にし、園児・児童・生徒の健全な成長を図るために、教育環境の向上を目指すことを目的に活動されています。本市では、公立のこども園を除く幼稚園 5 園、小学校 6 校、中学校 3 校、計 1 4 の校園に組織されています。その活動は、子供たちの登下校時の見守り立ち番、親子でのスポーツ・レクリエーション活動あるいは清掃活動、子育てや人権等の研修会、ベルマークの運動、アルミ缶や牛乳パック、書き損じはがき等の回収、それから会報ですね、P T A 新聞などの発行、さらに学校行事の支援など、多岐にわたっております。

次に、役員選出の御苦勞は教育委員会としてもよく伺っております。各 P T A とも選出方法はさまざまでございますが、基本的には会員である保護者間で選任をされています。P T A の加入は任意といえども、ほぼ全ての保護者さんが入っておられますので、先ほど稲垣議員がお話しされましたようなさまざまな家庭状況もございます。そこで、各 P T A

ではそうしたことに対応できるように、選考規定や免除規定などを設けて役員を決めておられるようでございます。例えば1度常任委員になると、次の5年間は選出されないなどの規定がございます。しかし、それでも役員に選出される場合もございます。御苦勞をされておられるのも伺っております。そして、そうした校園では規程の変更はもとより、PTA事業そのものの精選や役員の整理、統合などを進め、役員の負担軽減に向けて検討されているようでございます。

ところで、今日、社会全体の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、PTAのあり方自体も県や国レベル、さまざまところで検討もされているようでございますので、そうした情報や加入のあり方、任意加入の告知や文書配付なども含めて、市PTA連絡協議会と今後協議していきたいと考えております。

次に、PTA非会員の子供への不利益につきましては、教育委員会としてはあってはならないことと考えておりますし、今までそのようなことは聞いたことはございません。

また、PTA会費は口座振替やPTA役員による現金徴収により徴収を行っておられます。会費は学校によって違いますけども、年間2,000円程度と伺っております。

なお、本市の就学援助の中にはPTA会費は含まれておりません。

続きまして、PTAの事務や会計事務は、基本的には保護者の役員が行っておられます。しかし、教職員もその会員の中に入っておりますので、必要な部分については公務として行っております。

PTA活動は保護者と教職員が協力して行う活動ですが、昨今の働き方改革ともかかわって、PTAの行事を減らすなどして教職員の負担軽減も考慮しながら取り組んでおられます。ただ、夏休みの清掃活動などは学校美化に役立っておりますので、教職員の負担軽減にも大きく貢献しているものと捉えております。

PTA会費につきましては、学校や園の物品購入費として想定した予算編成はどの校園も行っておりません。また、市教委からの各PTAの補助金等の予算措置は行っておりません。

ただ、野洲市PTA連絡協議会は、各校園PTAの代表者で構成される社会教育団体であり、その活動に対する補助金として平成29年度は10万円を支出しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。本件はちょっとPTAの活動に大変疲弊されて

いる市民の方から、実を言うと、今回市民相談を受けまして、今回ちょっと取り組んでいる課題ではあるんですけど、やはり今の答弁ですと、PTAは一任意団体であるので、教育委員会が、独立した組織であるので余り深く関与しているものではないという答弁があったんですが、確かに私もPTA会員ではありませんので、その会員ではない者がこのPTAの中のことについて深く話をするというのは一部不適當という部分も私も自分では認識はしているんですが、仮にできることということであれば、その任意性についてのやはり啓発しかないとは思っているんです。PTAの中で話し合ってくださいといったようなこともあるんですが、実際その保護者の方がPTAの中であつれきとかという部分でやはり解決できなかったんで私のほうに相談があったと思うんですが、仮にPTAの任意性で、どうしてもその方が自身の都合でPTAに入れない場合、例えば入学時なんですけど、PTAにちょっとどうしても受けられないといったような思いがあれば、それは学校で会費の引き落としはされていますので、学校の教職員も一部公務でされているということなので、教職員のほうにちょっとPTAの活動ができないと、自分の諸事情を話した上で退会になるんでしょうか。そのあたりのほうを告知すれば引き落としのほうとかもされていると思うんですけど、ストップしていただけるということ、退会もできるということ、理解していいのか、そのあたりちょっと答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申しました加入は任意ということですので、いろいろ悩まれる部分もあるかと思っておりますので、そういう場合は学校にもPTA担当の教員がおりますので、そういう先生と色々なこととお話を願えたらというふうに思っております。どういうふうにしていくんかとかということも含めまして、その担当と、それからPTAの役員さん、会長さんなりとの色々な相談をされると思っておりますので、どういうふうにしていくかということはもちろんその中で解決をされていくというふうに思っております。私が野洲小学校におりましたときにも、やっぱり役員選出をめぐって、役員になるとやはり負担というふうに感じられる方が結構おられますので、それを相談された方も何人かおられますし、そういう場合は色々な条件で、役員になるということを免除するというふうな方向で話し合いも、PTA役員の中でも話し合いが行われましたので、そういうことは可能かなというふうに思っております。

それから、任意性につきましては、それは先ほどPTA連合会にお話をするということも含めまして、あとまた校長会でもお話をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私も先ほど申し上げましたけども、PTAの活動については大変意義のあるもので必要なものであるということは十分認識はしているんですけど、やはり各学校によってPTAの温度差も多分あるかとは思いますが、どうしてもその役職の負担ということで、抜けられないという声をちょっと聞いているもので、これやはり先ほど従来の繰り返し答弁になるんですけど、やはりそのPTA会費が学校の、多分ほかの給食費とかと同じように引き落としがされているとは思いますが、PTAの会費は銀行引き落としになっているんですか、それとも現金徴収になっているんですかね。多分自動引き落としになっているんだらうとは思いますが、この任意性の部分について、私、何度か申し上げているかといいますと、やはりこの任意性を意識することがそういった多様な価値観を認める、結果的に役職の疲弊している方の負担軽減に伴うのかなという思いもあって、あえて強調して発言はしているんですけど、そういった意味で、学校がその料金を徴収していますので、学校に対して、NHKの受信料ではないんですけど、PTAの会費をストップしてくださいと、そういう申告、告知を保護者側から、保護者、済みません、PTA会員である方から学校に対し、学校の教員ですかね、先生に対して告知すれば料金の引き落としはとめていただけるということで、それが当然だとは思いますが、その点、例えば告知があっても会費の引き落としをとめないとか、そういったことはあるのか。そこは一言、引き落としをストップしてくださいと言えばとまると思いたうんですけど、それについてちょっと最後答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 会費の引き落としにつきましては、学校が引き落とすというふうなことはなしに、私がおりました野洲小学校では地区委員さんが現金徴収で各家庭を回って現金で集めておられました。そういう学校と、それからPTAが依頼をして引き落とすという、引き落とし作業自体は学校になるかもわかりませんが、そういうところもあると思いますけども、いずれにしろ、会員さんがとめてくれというふうなことがあれば、それは任意ですので、そこは可能かというふうに思いますけども。あとは、基本的にはやっぱりその役員さんとその保護者さんが十分話し合われることが必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） P T A、意義のある活動だと思っていますので、ちょっと多様な価値観の社会ですので、そういった意味で本件質問させていただきました。今後も活動に期待していますので、そういう意味で質問を締めくくらせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

新野洲市立病院の収支計画について、ほかについてお伺いいたします。

1点目は、収支計画における新病院効果についてお伺いいたします。

また、新病院の実績をもとに反映されているものと思いますが、どのような新病院の具体例を採用しているのか、また何年の有効期間を見込んでいるのか、詳細な説明を求めます。

2点目は、平成37年度の病床利用率81.9%の達成要因について説明を求めたところ、要因として、高齢者の進展による医療需要の増加を見込み、稼働率を試算したとのことであるが、その将来患者の見込みに国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の推計結果を用いていますが、総務省統計ではなく、当該研究所の推計を利用した理由をお伺いいたします。

3点目は、湖南圏域における後期高齢者人口は、平成27年、2万8,954人と比較して、平成37年には60%増、4万6,174人とする見込みであり、野洲市においては約50%増加する見込みであります。後期高齢者の人口の増加を見込むのは当然のことながら、一方で他年齢層に関しては減少が想定されていますが、それは試算に見込まれているのか、説明を求めます。この試算の見込みについては、平成37年度の単年度の試算見込みではなく、それを含めたさらに翌年度以降の将来的な部分を含めた長期計画における範囲でお伺いいたします。

4点目は、高齢化の進展による医療需要の増加を見込み、稼働率を試算したとのことではありますが、それは統計学的にきちんと計算されたものであるのか、説明を求めます。

5点目ですが、収支見通しですが、医業費用の減価償却費が、2021年度13億8,800万円のうち、野洲病院から引き継ぐ固定資産の資産消耗分、現病院施設の解体に伴う残存価格の一括償却、価格として8億6,100万円が計上されているとのことですが、その内訳について説明を求めます。

6点目は、前議会において最新の実績数値（平成28年度実績）により収支計画を見直すべきであると提案したところ、現民間野洲病院は、閉院を見据え、施設の修繕等は、今、

一定抑制しながら経営されているところであり、新しく刷新される市民病院の基礎データとして引用し続けることが適正であるかについて疑問であるとの答弁がありました。であればその抑制されている内容について詳細な説明を求めます。

7点目は、前議会において、平成28年度野洲病院さんの実績に基づき、減少の理由をお伺いしたところ、政策調整部長から、病院からいただいた資料によると、総収入が全体で約1億8,000万円程度減少しており、主な要因は土曜日の外来診療の中止、そして小児科と泌尿器科の入院対応の中止を確認しているとの答弁がありました。

そこで、平成26年度、平成27年度の土曜日の外来診療収入、そして、小児科と泌尿器科の入院収入について、各収入金額をお伺いします。

8点目は、新病院の理事長はどのような人物を想定しているのか、説明を求めます。

9点目は、本件は本市における財政規律に多大なリスクを伴うことが主要な懸念材料であり、収支計画が事前の想定に反した場合においても、本市の基礎的財政収支に疑義を与える影響が少ないとする説明資料がまだ不足しているように思われます。いまいちどリスク説明に対して真摯に向き合い、より多くの市民の賛同を得て計画を推進するべきであると思いますが、お伺いいたします。

10点目は、6年前からの計画であるJR野洲駅南口での建設を目指している野洲市民病院計画の是非を問う住民投票が11月26日に行われましたが、投票率は48.52%と、50%に達しませんでした。この投票率に対する見解をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいま稲垣議員のほうから御質問いただきました新野洲市立病院の収支計画について、ほかに係ります御質問にお答えをさせていただきます。10点御質問いただいておりますので、順次、順番にお答えをさせていただきます。

まず1点目、新病院効果についてどのような新病院の具体例を採用しているかという御質問でございます。

平成27年10月の基本計画の精査以降の収支計画では、入院診療収益、外来診療収益、健康診断等のその他医業収益の算定要素の1つである患者数を推計するに当たって、トレンドで推計された数値に新病院効果としまして1.119を乗じております。この1.119につきましては、平成22年度から平成25年度の間には新築、建てかえ等を完了した

全国の病院のうち、病床数や病床機能区分を大きく変更していない等の条件が本市の市民病院に類似する病院を地方公営企業年鑑から6つを選定をいたしまして、それぞれの建てかえ前と後の3年または5年の実績を比較した数値を平均したものでございます。

6つを具体的に申し上げますと、国保国吉病院組合いずみ医療センター、1.062。苫小牧市立病院、1.223。岩手県立二戸病院、0.993。鶴岡市立荘内病院、1.181。郡上市民病院、1.065。三浦市立病院、1.189。これらの平均をさせていただいたものが1.119となるものでございまして、これらの病院においては施設整備が最新化、最適化されたことによって医療機能の向上が図られ、またそれを契機として病病連携や病診連携のシステム化や充実が図られたなどの総合的な要因によって、来院または新来患者数が平均として増加したものとみております。

なお、このことにつきましては、本市市民病院整備運営評価委員会委員でございます京都大学医学部の福山秀直博士や、同じく京都大学大学院の医療経済学の教授でございます今中雄一博士からも会議等の中で新病院になった場合の患者数の増の効果は必ずあるという御意見をいただいております、さらなる根拠といたしております。

加えまして、本市の市民病院につきましては、これまで民間医療法人が経営するという病院を公的病院とすることによる医師の確保や患者信頼感の向上や、駅前というさらに利便性の高い場所に移設するメリットが付加をされます。数値化はしておりませんが、今見込んでおります1.119にプラスアルファの効果も本来見込み得るものと我々は考えております。

次に、何年の有効期間を見込んでおるのかという御質問でございます。これは、先ほど申し上げましたとおり、この新病院効果としている係数は、施設、設備の最新化、最適化による医療機能の向上、つまりハードのリニューアル効果のみならず、病病連携や病院連携のシステム化や拡大による患者紹介率の向上、また公立病院化や駅前設置による利便性の向上といった総合的な要因を根拠にしたものでございます。

したがって、新しい病院施設になることを機にした医療サービスの充実や経営の刷新といった病院ソフト面の向上による効果も係数の中で相当な部分を占めているものだと考えるもので、ただいま御紹介をさせていただきました医療経済学の大家でございます今中博士のコメントを再びおかりして申し上げますと、新病院施設整備を機に運営やサービスの向上を図ることによって、この効果は持続させることが可能であると考えております。

また、新病院の収支計画では、年間2億円超えの医療機器、システムの更新費用を毎年計上し、開院以降15年には24億円をかけた大規模修繕も実施する計画となっております。

今後、適切な施設管理を行う計画であることから考えましても、この施設の耐用末期まで一定の効果は維持されるものと考えております。

2点目でございます。病床稼働率に用いた統計ということで、将来患者見込みに総務省統計ではなく、国立社会保障・人口問題研究所をなぜ用いたのかという御質問でございます。

確かに、総務省のほうには統計局という部局がございまして、人口関係の統計として人口推計という統計データもございます。しかし、総務省の人口推計というものは、5年に1度の国勢調査の確定人口を基準に、出生、死亡、転入出の実績を毎月差し引いて見込む、いわば現状人口の見込み値としてございまして、将来に向けた人口推計ではございません。そういった将来人口の推計については、総務省以外の他の省庁においても公式には行っていないもので、市が採用している国立社会保障・人口問題研究所の推計人口が唯一日本の国として公式な将来の人口推計でございまして、したがって、稲垣議員がおっしゃっております総務省統計を用いて将来患者見込みを行うということは成しようがないというふうに理解をしております。これにつきましては、総務省のほうにも確認をさせていただいたところでございますので、つけ加えをさせていただきます。

3点目、高齢者以外の他の年齢層が減ることを今回の推計に含めておるのかということでの御質問でございます。

端的に申し上げますと、含めております。市が行っている患者推計の方法、つまり伸び率の設定の方法について簡単に申し上げますと、滋賀県の年齢階級別・疾病分類別受療率のデータに示された各疾病、各年齢階級ごとの患者数に、先ほど申し上げました国立社会保障・人口問題研究所の年齢階級別将来推計人口データに示されましたおのこの応答する年齢階級における一定年度間の伸び率を乗じ、乗じる前の各疾病における全年齢の患者数の和を乗じた後の各疾病における全年齢の患者数の和で除して、当該疾病全体の伸び率として定めております。ただいま数回申し上げましたとおり、年齢階級別に分析をしておりますので、高齢者以外も推計に含めていることは十分御理解をいただけるものではないかなというふうに考えております。

念のため申し上げますと、既に公表させていただいております疾病別の推計の内容につ

いてでございますけれど、19ある疾病大分類の中で、若い方ですね、若年の方しか想定できない内容としまして、妊娠、分娩、産褥、周産期等についての伸び率でございますけれど、この数値は1.0を下回っておりますので、適正に我々は積算をしておるということで間違いないものと考えておるところでございます。

4点目でございます。稼働率の試算に統計学的に基づいたのかというふうな御質問でございます。

市が行っております稼働率の試算のベースになっている入院患者数の見込みは、平成26年度の野洲病院の全レセプトデータを疾病別に分類する作業から始めたものでございます。稲垣議員がちょっとどのような論理を意図して統計学というふうな言葉を用いられているのか、ちょっと理解できないところがございまして、市によるこの手法については、統計学においては散在する全データを整理、分類して、母集団の特性を分析する記述統計と言われるものでございます。一部の抽出データから全体を推しはかる推測統計よりも結果の精度が高いものでございます。

市はこの結果を基点のデータとして、先ほど3点目の御質問で答弁をさせていただいたとおりの方法で得た各疾病ごとの一定の年度間の伸び率を当該疾病ごとに年度を追って順次乗じていくことで、市民病院の患者数の見込みを行ったということでございますので、十分統計学的にも見込み数値は間違っていないというふうに確信をしているところでございます。

5点目でございます。2021年度の減価償却費の内訳についてということでございます。これにつきましては、2021年度、平成33年度になるんですけれど、医業費用の減価償却費13億8,800万のうち、野洲病院から引き継ぐ固定資産の資産減耗費の8億6,100万円、この内訳をという御質問でございます。

申し上げます。建物、約7億3,750万円。医療用ガス貯蔵庫・貯水槽等の建物附属設備、約3,400万円。屋外看板、外灯、外構フェンス等の構築物、約150万円。医療機器・事務機器等の工具器具備品、約8,800万円を計上をさせていただいております。これは、いずれにしましても当該年度におきまして施設解体等による残存価格の一括償却費用でございます。質問の中でも書かれておられるとおりでございます。

続きまして、6点目になります。野洲病院において抑制されている内容についてということで、施設の修繕等が抑制されているというふうなことを申し上げまして、前議会で答弁をさせていただきました。その内容についてお尋ねでございます。

ちょっとこれ、前置きになりますけど、お断りをさせてもうときたいと思います。あくまでも今現時点では民間の医療法人の具体の情報でございますので、本来ですと、市がこういう公然とした場で申し上げるべきことではないのかもわかりませんが、稲垣議員からの質問が出ておるといことで、野洲病院さんのほうでも今回了解を得て、お話をしてもらってもいことでございますので、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

まず、大きくは医療法施行規則の中で、現状不適合というふうになっておる、まあ是認はされている狭い病棟ですね、これ申し上げていると思います。まず、そのものが最大のものでございますけれど、ほかにも例を申し上げますと、銅管の腐食により全館のいたる場所で天井より水漏れが発生しているという実態。あるいは、無線LAN環境の整備、院内LAN高速化を行うべきところ、建物施設に及ぶ工事が必要なため更新をしていないという実態。能力は一定あるものの、平成19年製のMRI、あるいは昭和55年の設置以来37年経過し、修繕でしのいでいる一般撮影装置などがあるということでございますので、御理解を賜りたいというものでございます。

なお、この病院というものについては、当然事業というものでございますので、こういった修繕あるいは買いかえは、いわゆる投資でございます。この投資というのは、現状以上の収益を生み出すために行うための行為でございますので、これを抑えて経営しているということは、その分の得られる収益を抑制しているというふうに考えております。でありますから、前議会でも申し上げましたとおり、いつまでも野洲病院の実績を参考に新病院の推計をすることは不合理であるのではないかなというふうに申し上げてきたわけでございます。

7点目でございます。平成26年度、27年度の土曜日の外来収入、小児科と泌尿器科の入院収入についてお尋ねでございます。

まず、外来収入は、申しわけございません、土曜日も外来収入は含めての積算になっておりますので、御了解を賜りたいと思います。平成26年度は9億2,865万円、平成27年度は9億6,920万円です。

小児科の入院収入でございます。平成26年度は7,325万円、27年度は4,776万円でございます。

次に、泌尿器科の入院収入でございますけれど、平成26年度は6,884万円、平成27年度は6,372万円でございます。

8 点目でございます。新病院における理事長の人物想定についてということで御質問をいただいております。

申し上げますと、現状、去る9月の定例会での稲垣議員を含む議会議員の議決によりまして病院事業会計予算は否決をされております。事業としては、今回は提案をさせていただいておるんですけど、依然否定をされたままの状態となっているわけでございます。本来ですと、滋賀医大の学長等が御参画を評価委員会等で一定していただいておりますんですけど、これまでの信頼関係に基づいて御協力、御支援をいただいておりますが、本来であれば医療機関関係は相手にもしてくれない、そのような状況になってもいたし方がないことかなというふうでございます。そういったことを踏まえまして、理事長の人物像といったものを今この場で述べられる状況ではないということを申し上げまして、答弁とさせていただきますというふうに思います。

9 点目でございます。病院の事業収支が事前の想定に反した場合の想定をすべきでは、ネガティブストーリーの話を御質問でいただいております。

市では、今、収支計画の関係で答弁を個々させていただきましたとおり、一定の客観的な根拠に基づいて試算をした結果を推計値として市民にお知らせをしているもので、これについては平成28年、昨年ですけれど、5月の総務省協議様式の中で滋賀県のほうも実現可能性があるという意見を付されております。確かに、稲垣議員おっしゃるように、事業というものにはリスクは伴いますし、当初の見込みどおりにいくことが保証されたものではないことは事実でございます。実際の病院経営では赤字の年もあるでしょうし、逆に黒字の年もあると思います。今のバーチャルのとおり、毎年黒字の年ばかりが続くということは実際にはなかなかあり得ないかもわからないと思っております。ただし、今回、先般の特別委員会においても御説明をさせていただきましたとおり、独立行政法人化を前倒しにして進めていく、これについて民間ベースの人件費水準を実現できる担保が一定得られたところでございます。このことから考えて、採算を無視するような相当な無理な経営をしない限り、医療という事業の性格から考えましても、議員が言われる市の基礎的財政収支に影響を与えるほどの多大な赤字を生じるリスクは低いというふうに考えております。したがって、そういったネガティブストーリーたるものを無理やりに想定をいたしまして、それを市民議論に呈することは、むしろ不合理ではないかなというふうに考えているところでございます。

9 点目の質問まで、いろいろ稲垣議員のほうからは、番号を申し上げますと、1 番目、

2番目、3番目、4番目、5番目、6番目、7番目、そしてこの9番目と、市が見込んでおります市民病院の収支計画について御質問をいただいたところでございます。それらの質問につきましては、当然市といたしましては今回もそれらの質問全てに関しまして可能な限り客観的に算定した経過と事実を包み隠さずに御説明をさせていただいたところでございます。

御指摘いただいている事業収支計画は、まだ来たらぬ未来の推計でございます。誰しもが100%の予測というものはできないものでございます。ですから、いずれの数値も恣意的ではない、公的かつ中道的な資料に根拠を求めて実現可能性を高めてきたというふうに我々は考えております。

先般の11月20日の特別委員会で素案を提供させていただきました総務省様式ですね、毎年、県あるいは国と協議をするに際して総務省様式というのを提出をさせていただいております。この段階では素案ということでございましたので、県の意見は付したものではありませんでした。ちょっと状況だけを申し上げますと、先般、11月29日の日に滋賀県が意見を正式に付して総務省に提出をしたという旨、連絡がございました。内容について、簡単ではございますけれど、重要な部分のみこの場で御紹介をさせていただきたいというふうに思います。あくまでも協議段階ということを御了解を賜りたいと思います。

申し上げます。入院患者数については、地域医療構想が想定する範囲におさまっており、また入院単価についても平成26年度及び平成27年度の実績を踏まえて算出した妥当な数字である。外来患者数、外来単価についても地域の実情に応じた診療科により運営することで達成可能と見込めることから、一定の実現可能性を有した収益見通しである。そして、病院事業に係る収支見通しについては、現野洲病院の状況や滋賀県地域医療構想における患者数見込みを踏まえており、一定の実現可能性を有するものであるというふうに付してあります。

なお、きょう初めてこの話をさせていただいておりますこの資料については、今回の提案をさせていただいております病院事業会計予算含めた関連予算にも大きく影響する重要な資料であるというふうに認識をしております。来週になりますけれど、13日の予算常任委員会文教福祉分科会のほうに提案をさせていただいております予算案でございますので、そこでの補足資料として提出をさせていただいて、御説明も含めてさせていただきたいというふうに考えております。

10点目になります。先般の住民投票の投票率に対しての見解ということでございます。

ちょっと総括方式の分割の中で反問というものをどういうふうにさせていただいたらいのかということが、あとまた議長のほうにお願いをさせていただくことになるんですけど、私からこの見解について答弁を求められまして、その内容というのを、確かなに行おうとするに際しましては、今回、住民投票を發議、提出をされました責任ある提出者3名のうちのお一人である稲垣議員の見解をまずお伺いする必要があるというふうに考えております。これ、どういう形で、答弁をしてから反問ということになるんですけど、今の答弁をさせていただいて、議長のほうからお許しをいただきましたら、これを反問という形でお願いをしまして、そのお答えというのか、反問にお答えをいただいた後に、私に求めておられます見解を述べさせていただきたいなというふうに考えております。

このことを申し上げまして、以上、10点の答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） ありがとうございます。

政策部長、回答してから、あと反問受付しますので。

暫時休憩します。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（矢野隆行君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

じゃあ、政策部長、反問権、許します。

○政策調整部長（寺田実好君） 済みません。議長、ありがとうございます。

反問をお認めいただきまして、私のほうから反問をさせていただきたいというふうに思っています。

先ほど答弁でも申し上げましたように、市といたしましては、議会の請求によりまして実施をした住民投票でございます。それを執行した見解を求めておられるんですけど、まずは發議、提出者としてのどのように評価をされておるのかということをお伺いさせていただいてから、市の見解を述べさせていただくのが筋ではないかなというふうに考えますので、稲垣議員のどういうふうに御評価されているというのをお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、政策調整部長の反問に対してお答えさせていただきます。

この住民投票に関しましては、附帯決議云々の話はありませんでしたが、執行部である市長のほうから発議がされました。逆に、議会のほうからも発議を行いました。それぞれの立場から、まずはその発議が行われた事実に関しては間違いはないと思っています。その中で、賛成、反対、それぞれが運動、活動を行って、自身の政策の方向性について導こうとしたわけですが、その中で投票率が過半数に満たなかった。それについては、当初、最初に住民投票を提案した執行部側、市長側、逆に市議会側、それぞれの説明責任や活動が十分浸透せずに、それぞれが反省すべき要素があるのかなと私は思っております。

ただ、しかしながら、だからといって今後この方向性をどうするかということですが、やはり僕は前議会にも申し上げましたが、ごみ処分場とやはり公務員型の病院整備というのは事業規模も本市の財政規模からしても多大なものではありますので、そういったものに関しては市民の大多数の賛同が必要不可欠であると思っております。ですので、現在、50%に達していない状況なのですが、住民投票をもう一度行うというわけにはいかないとしますので、直接市民の絶大なる支持に基づかない病院整備が進行していると、そのような感想を持っています。

ですので、議会制民主主義ですので議員がそれを代弁すればいいということではあるのかもしれませんが、この整備に関して、やっぱり進める上では、市民の大多数の賛同、今現状では得られているとは思いませんので、その賛同を得た上でやはりその整備が必要なのではないかなと私は、行うのであれば賛同を得るように、リスクコミュニケーションがやはり私、不足しているかなと考えていますので、リスク記載文書のもとに、やはり市の広報とかでも市側に有利な情報のみが記載されているように思いますので、リスク記載についても十分に記載した上で、市民の理解を得た上で事業を進めるのであれば進めていただきたいと考えておりますが、相互にそれぞれ反省する事情があると私は考えていますが、はい。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 今の答弁でよろしいですか。よろしい。

（「はい」の声あり）

○議長（矢野隆行君） じゃあ、政策調整部、先ほどからもちょっと答えになっていないと思いますけど、住民投票の見解をお願いします。

どうぞ、政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 稲垣議員、ありがとうございました。

反問という言葉しかなかったもので、このような形でお聞かせ願いましたけれど、これから見解を述べさせていただくに当たって、双方の見解があったほうがということで、このような形で御依頼をさせていただいたことを、お断りをさせていただきたいというふうに思います。

市としての今回の投票率に対しての見解ということでございます。それをということではなくて、住民投票及びその投票に対してではなく、終えて、その現状に係る認識ということで捉えていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど御質問させていただきましたとおり、今回の住民投票における市長あるいは市執行部の立場というのは、先ほども申し上げましたとおり、議会が請求された住民投票を適正に選挙管理委員会に委託するとともに、そこで要した予算費用を執行するという、そういう関与であったということを御理解を賜りたいというふうに思います。ですから、本来ですと、この市長あるいは市執行部が見解というものを申し上げる立場にはないというふうには考えております。あえて今回お求めでございますので、住民投票及びその投票率に対してではなく、住民投票を終えた現状に係る認識といたしまして、投票翌日の部長会議で市長が幹部に対して訓示をされます。その中で申し述べられましたことを御紹介させていただくことで、私からの答弁とさせていただきたいというふうに思います。

3点ございます。

1点目でございます。当初から住民投票の実施に当たっては、その実施の請求に関する議員発議に対し再議を求めるなど、丁寧に進めるべきだと申し上げてきた。結果的に、48.52%の投票率で住民投票は成立しなかった。多くの方が労を費やして取り組まれたことについては残念に思う。

2点目でございます。結果が出ていれば、市及び議会は結果を尊重することになるが、不成立となり、結果が出ていない。住民投票の制度として何もなかったと同じことになってしまう。

3点目でございます。このことを受けとめて、今後、市民病院整備事業について市民にしっかりと説明をし、議会で審議を経て政策決定をしていくという従来の考え方で取り組んでいく。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

それでは、再質問を2点させていただきたいと思っております。

まず1点目は、6点目の質問で、経費を抑制しながらであるのでリターンが落ちるといふ説明があったんですが、この経費を抑制しているという部分だけすると、そのデータを採用するというのは、この表現が適切かどうかはわからないんですが、市の立場からすると有利な経費を抑制しているわけですから、それを採用するというのは有利なわけで、投資的効果からリターンが落ちるといふような趣旨の発言があったんですが、そのあたりが今回の病院にどのように当てはまるのか。これは一般論概念で申されているのか、それとも現民間野洲病院に当てはめて答弁いただいているのか、そこをまず1点目は答弁を求めます。

2点目は、新病院の理事長の想定なんですけど、現在想定されていないということであったんですが、例えば僕の記憶が、ほかの事業にはなりますけど、例えばプロ野球の新規参入とかという問題もありましたけど、当然参入のときには監督を添えて、監督候補を立てて参入の審査とかにかかるといふわけであって、これ病院の理事長が全く決まっていないうことなんですけど、これ県からの諮問の中でもやはり医師の確保については強く求められているものであって、どのようなお医者さんが来るかというの重要な内容だと思っております。今の現民間野洲病院に来ているお医者さんと同じレベル、レベルという表現は適切ではないんですかね、ちょっとどのような表現が適切かはわからないんですけど、同じお医者さんがそのままスライドして新しい病院に来るのか、そのあたりも市民の方からすると関心事の1つだと思うんです。やっぱり今の現民間野洲病院よりも優秀なお医者さんが来るというような期待度もあると思うんですけど、そういう意味からすると、やはりこの理事長というのが医局にも当然つながるわけですから、どんだけ医者を引っ張ってくるかと、今よりもいい医者を引っ張ってくるかということ、その人物想定がないというのは、やはりこの収支計画を立てられる上でちょっと不安要素の1つになるのかなというふうに私思います。

ですので、その2点について再質問をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、まず1点目の抑制をしている内容についてお聞きでございましたので、その内容、野洲病院さんのほうの御厚意に甘えまして御説明をさせていただきました。当然先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、抑制をするということは機器更新をしていかないということになりますので、もう少し、一般論になるのかも

わかりませんが、新しい病院と古い病院、こんな比較が正しいのかどうかわかりませんが、どちらを患者さんが選択をされるのかということを考えていただいたときに、当然機器も新しくて病院の施設整備も整っておるところを選択されるであろう。それがアパート経営あるいはマンション等になってくると家賃にはね返ってきますよね、高い、低いという。ただ、医療を受ける場合については一緒でございますので、その辺での落ち込みというのは見込んでいかなければならないということをご想定して申し上げたということも含めてあります。

2点目でございます。理事長の選任、これは大事であるということで、稲垣議員におかれましては、市立病院化をするときに管理者というのをまず置かなければなりません。今ここで御質問いただいている新病院の理事長ということでございますので、もうその先の独立行政法人を見据えた上での御質問ということで、かなり前向きに御判断をいただいているのかなと、ちょっと好意を持ってお答えをさせていただきますと、おっしゃっていただいたとおり、なされる方、医師確保の問題もありますし、どのように後方に、大学病院等とつながっておられるかというのは確かに大事でございます。先ほど申し上げましたように、今現時点で述べられることではないんですけど、今、稲垣議員おっしゃっていただくことに対して一般論としてのお答えをさせていただくとしたら、医療、そして経営ですね、病院経営に明るく、そして健全経営に対する熱意と言うと、また抽象的になりますけれど、そのような方が適切な方になるのかなと。あわせまして、大学等、医療関係の大学ですね、との関係も十分に持つておられて連携できる方という方が想定をされるのかなと。これはあくまでも一般論ということで御認識を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

済みません、再度の、最後の質問をさせていただきたいんですが、先ほどの、済みません、何度も繰り返しになりますけど、同じ質問なんですが、2点なんですが、この経費の抑制の部分なんですけど、これ、じゃあ部長の答弁を解釈しますと、仮に経費が抑制、どこまで抑制するかとか、その辺の範囲の幅、ぶれ幅はあると思いますが、仮に経費の抑制がされていなければ、それに伴う売り上げが見込まれていたというような想定解釈なのか、その部分をまず説明を求めます。

次に、病院の理事長の話で、医者確保に通じている理事長を選任するというお話でし

たよね、今、答弁では。だったと思うんですが、ということであれば、今の現民間野洲病院への医者、医局の供給ルートとはまた変わったものになってくるのか、それよりもさらにパワーアップされて供給ルートが来るのか、そのあたりの答弁について2点求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 通告を超えていますし、責任の問題もありますから私から、上位者ですから答えられますから、お許しいただきましたんで答えます。

まず、経費の抑制ですけども、端的なのはさっき出ましたMRIです。この新病院の議論が始まってから、前のが余りにもひどかったから野洲病院は購入を検討いたしまして、当然市の補助が通常つけていますから、本来はないんですけどね、昔からのつながりでつけていますから相談がありました。新品を買うか買わないかという議論があって、当然市民病院の議論をしていましたから、新品を買わない。新病院ができるまで使えればいいという耐用年数を前提にして、いわゆる中古品を買っています。そのときから見ても、皆さん方の御議論で2年近く実質延びています。ということは、本当はもう更新をしないとだめなんですけども、時々刻々、ああいう機器は変わっていきますから、5年、10年で考えないとだめですね。ということは、今、想定よりも2年ぐらいMRIは古いのを使っているわけですが、本来ですと、病院構想が皆さん方がとめていただいているので、私たちは自信持って進めたいと思っていますけども、客観的に見たら野洲市民病院構想というのはとまっているわけですよ。先が見えない状態です。いろんな方が賛同していただいて、滋賀医大も京大も、きのうも京大行ってきたんですけども、期待をしてもらっていますけども。だから、新しい機器は買えませんよね。ということは、本来精度の高い医療をしようと思ったら、その機器では使えない。ということは、MRIを買う、買わない、買う経費を抑制しているということは、医療の質とか、あるいは点数にもかかわってきます。自分ところでは対応できないから最新の機器があるところへ行ってくださいという紹介をせざるを得ないし、そういうことが今、医療費、装備の抑制をしていることが経営にかかわってきている。だから、以前でしたらまだ、MRIで言えば、想定している期限内だったからよかったんですけども、ここ1年、2年おくられていることによって、本当はもうぎりぎり使っているわけですから、当然それが経営に反映してくるということを申し上げているわけです。これはもう誰が見てもわかる話ですね。

あと、理事長なのか管理者なのか、これは多分部長が答えたのは、病院が動いていて、稲垣さんがこの院長なり理事長の、ある程度の概要を見て賛成するとおっしゃるんであれ

ばもうちょっと積極的に答えたいと思ったでしょうけども、従来から稲垣さん、4年余りずっと反対しているわけですけど、何がクリアできたら賛成ができるのかというところが全然わからないんですよ。

理事長とか院長、私たちもある程度は想定しています。当然滋賀医大とのリンクです。滋賀医大、京大、これはもう基本計画にも書いていますね、滋賀医大、京大、京都府立医大。基本的には滋賀医大を通してです。ただ、滋賀医大だけではだめなところは滋賀医大のリンクの中で京都大学。本当に思っていた以上に緊密な連絡をとっています。だから、今の野洲病院も、今、滋賀医大から二十数人のドクターが来てもらっています、現に。これは何回も言うように、民間野洲病院に来てもらっているん違って、新病院に来てもらっているわけですよ。何回言えばわかるのかなと思って。

ただ、具体的な理事長とか、だからさっき部長もうまいこと言いましたけど、まずは直営をやるわけですから、公営企業で。理事長の人物像ということは、もうその先まで質問しているわけですからね。22日、期待していますけども、いつまでこんなことをやっているのかなと思うんですけども、固有名詞までは申し上げられませんが、一定の人物像までは大学とは話しています。人物像といいますか、能力といいますか、ランクですね。

これで十分なお答えになったと思いますけど、以上、答弁を終わります。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長から、先ほど山崎議員の一般質問における答弁につきまして、訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 申しわけございません。先ほど山崎議員から国道8号バイパス及び工業団地造成工事の進捗状況についてという内容で御質問いただきました。その中で、「事業所の権利等、不当な利益を害する」と、このように申し上げましたが、正確には「事業所の権利等、正当な利益を害する」という間違いでございましたので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 丁寧な回答ありがとうございました。

これ、課長がつくっていただいたのかどうかかわからないんですが、計画が進むにせよ、修正、変更されるにせよ、やはり大政翼賛会的に全会一致で進むのもありだとは思いますが、やはり慎重論を述べる議員がいるということは、結果として、仮に進む場合でも緊張感を生んでよいものができるのかなというふうには思っていますので、大変ありがとうございました。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

保護司の取り組みについてお伺いたします。

保護司は、保護観察所の観察官とともに、罪を犯した人や非行少年に対し、早期に更正できるよう助けるとともに、地域の犯罪や非行の予防を図っています。この保護司の活動に対して一番身近な自治体である市の支援が必要であると考えられています。市としてできることがあるのではないかと考えていますが、また市内に住む保護観察中の対象者やその家族等に対し、保護司と行政との一体となった仕組みを構築する必要があるのではないかと思います。下記の5点についてお伺いたします。

1点目は、更生保護法では、仮出所には保護観察がつきますが、罪を犯した人の約3割は再犯であるという現状の中、野洲市としても対策が必要と考えます。

そこで、本市に住民票があり、刑務所や少年院から出所した保護観察数は何人でしょうか、お伺いたします。

2点目は、野洲市内の保護司が担当する保護観察、環境調整となっている件数をお伺いたします。

3点目は、野洲市における保護司の人員は、定数に対しての充足率をお伺いたします。

4点目は、刑務所や少年院出所者を雇用し、立ち直りを支える協力雇用主は、犯罪、非行の前歴のために定職につくことが容易ではない刑務所出所者などをその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。

そこで、お伺いしますが、現在、野洲市内では協力雇用主は何社あり、何名採用していますでしょうか。

また、協力雇用主募集に対して野洲市も積極的に推進するべきと考えますが、これまでの取り組みや今後の活動の展開をお伺いたします。

5点目は、保護司活動に対して市としてどのような支援を行っているのか、また再犯を防ぎ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くためには、保護司と行政が一体とな

って支援をしていくことが必要で、一番身近な自治体である市としても真剣に検討すべき課題と考えますが、行政の立場としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、稲垣議員の保護司の取り組みについての5点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、市内での保護観察対象者数についての御質問でございますが、保護観察などの更生保護につきましては、法務省（保護局）の所管となっておりまして、滋賀県においては大津保護観察所の管轄事務となります。したがって、市では保護観察に係る統計的なデータは持ち合わせておりません。このため、大津保護観察所に照会をいたしましたところ、現時点での野洲市内在住の保護観察対象者数でございますが、8名とのことでございました。

次に、2点目の市内における保護観察と環境調整の件数についての御質問でございますが、1点目と同様に、大津保護観察所に照会をいたしましたところ、現時点での市内の保護観察件数は8件とのことでございました。

また、刑務所等の矯正施設に収容されている方が釈放後に円滑に社会復帰できるよう、帰住先を調査いたしまして、生活環境を整える、いわゆる環境調整でございますが、こちらについても8件ということでしたので、合わせますと16件ということになります。

3点目の保護司の定数と充足率についての御質問でございますが、保護司の定数は保護区の単位ごとに地方更生保護委員会で決定されているところでございます。野洲市は、野洲市と守山市を対象地域とする守山保護区に属しておりまして、現在、この保護区の定数は34名となっております。また、現員数は30名でございますので、充足率につきましては88.2%となります。

なお、この30名のうち野洲市の保護司の現員数でございますが、13名となっております。

次に、4点目の協力雇用主についての御質問でございますが、大津保護観察所にこちらも照会いたしましたところ、現在、野洲市内で協力雇用主として登録されているのは17社ということでありまして、現在の採用実績についてはございませんでした。

また、協力雇用主募集に対するこれまでの取り組みと今後の活動の展開についてでございますが、協力雇用主は、犯罪や非行の前歴のために定職につくことが難しい刑務所出所

者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主でございます。保護観察所に登録いただく国の制度でございます。

滋賀県では大津保護観察所が募集をしておりますが、市町村が直接関与することはできないものでございまして、これまでも市に協力依頼等もございませんでしたので、協力雇用主の募集に係る取り組みの実績はございません。

今後につきましては、法務省や保護観察所から市広報への募集案内の掲載、あるいは市窓口でのチラシ設置といった対応が可能な範囲での協力依頼がございましたら対応してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の保護司の活動に対する市の支援の内容と市の考え方についての御質問でございますが、まず市の支援といたしましては、守山保護区保護司会の活動拠点となる事務所、守山野洲更生保護サポートセンターでございますが、こちら事務所といたしまして、市人権センター2階の1室を貸与しているところでございます。

また、守山保護区保護司会の活動を支援する目的で補助金を交付しているほか、市民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、力を合わせて犯罪のない地域社会を築くため、毎年7月でございますが、社会を明るくする運動、この強調月間に合わせまして、市も保護司会と協力いたしまして啓発活動を行っているところでございます。

次に、保護司と行政が一体となって犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築いていくことについての市の考え方でございますが、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことは非常に大切なことと認識をしております。

更生保護事業は、刑事司法領域に位置づけられておることから、これまで国の責務として実施されてきたものであることから、市が、先ほど申し上げましたとおり、主体的に進めることはございませんでした。しかしながら、昨年12月になりますが、再犯の防止等の推進に関する法律、こちらが公布、制定されておまして、本年12月には国の再犯防止推進計画が閣議決定される予定のようでございます。この法律では、犯罪を犯した者の円滑な社会復帰の促進などによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることから、国が総合的な施策の策定と実施の責務を負い、地方公共団体は国との適切な役割分担による対応が求められているところでございます。

いずれにいたしましても、まだ詳細な内容については不明でございますので、今後、国の施策内容が明らかとなった段階で、国との役割分担を見きわめまして取り組んでまいり

たいと考えてございます。

こうしたことから、当面につきましては、これまでと同様に可能な範囲内での支援を行うことを基本といたしまして、先ほどお答えしましたように、社会を明るくする運動での啓発活動の協力はもとより、市の各部局が所管しております、例えば生活困窮者自立支援を初めとするさまざまな相談支援あるいは見守り活動など、市行政の本来業務を通じまして保護司の活動を側面から支えてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございます。大変わかりやすかったです。

2点再質問をしたいんですが、これ国の管轄で、市の管轄ではないので、ちょっと内容を把握されていらっしゃったら結構なんですけど、先ほど保護観察と環境調整、8件、8件、16件とお伺いいたしましたが、これは恐らく先ほど同内容で、結局のところ、観察者数が8名ということだとは思いますが、この8名の方の、成人とか未成年の内訳とかがもしそれも聞いていらっしゃる、把握されているようでしたら答弁を求めます。

2点目ですが、先ほど野洲市における保護司の人員13名というふうにお伺いいたしましたが、その13名で十分回っているのかどうか、こちらも把握されていらっしゃるのかわかりませんが、13名というその人員の現状と、あとは各保護司さんの野洲市内での従事されている感想とか、もしお耳に入っているようでしたらお答えいただければ幸いです。

以上になります。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 2点御質問をいただきました。

1点目につきまして、再質問にお答えをいたします。

まず、保護観察あるいは環境調整についての個々の年齢でございますとか性別でございますが、こちらについては必要以上の照会はしてございませんので、こちら資料は持ち合わせでございません。

2点目でございますが、野洲市の保護司の員数13名ということで、これで対応が大丈夫かというふうなことで1点御質問をいただいております。

実際、保護司の活動につきましては、保護司単独で活動をされることが基本となっていないようでございます。こちらについては、国の国家公務員でございます保護観察官とと

もに保護司が共同して保護観察あるいは先ほどの環境調整を実施しているというふうな状況でございますので、この部分については実態深くまではちょっとわかりませんが、制度的にこのようになっているようでございます。

済みません、あともう一点。

○10番（稲垣誠亮君） 活動の感想とか、もしお耳に入っているようでしたらという。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 活動の感想。

（「何か感想を聞いているかと」の声あり）

○健康福祉部長（瀬川俊英） 済みません。保護司の活動について、特にこちらとしては具体的には把握してございませんが、取り組みについて、先ほど申しました社会を明るくする運動とか、そういう機会についてはともに目的、明るい地域社会ですね、安全な地域社会に向けて取り組みを進めることで協議、調整はしてございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということは、基本的には、これ国の管轄になるので、市と保護司さんの情報の共有とかその活動の報告を聞くとか、そういったことは現状ではちょっと今行っていないということではよかったですかね。答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 活動の内容の部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市が直接関与してございませんので、個々の内容についての情報の共有ということはしてございませんが、先ほど申し上げましたように、市のほうから社会的な活動をいただいている団体についての運営補助金をいただいておりますので、その活動内容については、どのような取り組みをされているかということについては把握をしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○10番（稲垣誠亮君） 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第4号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛であります。

2点質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、共生社会の実現をということでもあります。

最初に申し上げておきますけれども、共生社会というのは広い意味を持っておりますので、今回はその中の障害者施策について質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

す。内容といたしましては、障害の有無にかかわらず、ともに生きる地域社会をということとであります。

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）においては、我が国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を掲げています。この共生社会は、私たち一人一人が共生社会の大切さを認識し、実践することによって実現できるものです。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、基本的理念として、全ての障害のある方に対し個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、社会構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを宣言しています。また、何人も障害者に対して、障害を理由として差別すること、その他の権利、利益を侵害する行為をしてはならないことも明記しています。

障害者週間は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の障害者の日（12月9日）にかわるものとして設定されました。障害者週間の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。まさに、今その障害者週間の真っ最中ということとありますし、また12月4日から10日までは人権週間でもあります。これも真っ最中ということとあります。

しかし、この1週間にかかわらず、日常的に共生社会を目指すことが求められています。昨年4月に障害者差別解消法が施行され、共生社会の実現に向けて大きな弾みとなりました。

しかし、その反面、7月には障害を持った人の生命を奪った相模原障害者施設殺傷事件が起きました。これは元施設職員である人間が施設の障害者を襲い、19人の生命を奪い、施設職員を含め26人を負傷させた許しがたい事件であります。そしてまた、悲しいことに最近も大阪で施設職員による障害者への暴行事件も起こっておりますし、福岡では少年たちによる障害者への暴行、強盗事件というようなものも起こっております。また、インターネット上の障害者への差別書き込みも重大な人権侵害であります。

障害を持つ人の生命を簡単に奪った行為の要因として、障害者は劣った存在、役に立たない存在とする見方である優生思想があります。私たちは、優生思想ではなく、共生思想

をもとにし、共生社会をつくっていかなくてはなりません。野洲市の総合計画にも「共生社会をめざします」と書かれています。そして、「すべての人がともに学びともに生きる社会の実現」も明記されています。

そこで、共生社会の実現に向けて、野洲市の取り組みについてお尋ねいたします。

まず、1点目ですけれども、共生社会の実現に向けた啓発活動はどのように取り組まれていますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、山本議員の共生社会の実現をの共生社会の実現に向けた啓発活動についての御質問にお答えをいたします。

障害者施策につきましては、総合計画の分野別計画でございます障害者基本計画に基づき、具体的な施策を推進しているところでございます。この障害者基本計画では、基本理念を「すべての人が、ともに地域の中でいきいきと暮らすことができるまち」としておりまして、地域における共生社会の実現を目指して、7つの基本目標を掲げております。

議員が御質問いただいた共生社会の実現に向けた啓発活動につきましては、基本計画の基本目標であります「ともに理解しあい、こころの垣根のない社会づくり」によりまして施策を進めているところでございまして、障害や障害者理解を深めることなどを目的といたしまして、啓発、広報活動あるいは講演会などを実施しております。

具体的には、御紹介いただいております障害者週間、12月3日から9日でございますが、あるいは世界自閉症啓発デー、あるいは発達障害啓発週間などの機会を捉えまして、障害や障害者理解の促進、あるいは障害者虐待防止に向けた街頭啓発を行っておりますほか、障害者の文化・スポーツ活動などの取り組みの記事を市広報等に掲載をしております。

また、このような観点から市民の方にも参加いただける講演会などを開催してございまして、今年度は6月に学習会、この12月11日になりますが、障害者が自分らしく地域で暮らすための社会とするために必要な仕組みや支えについて考えようということで、講演会を予定しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） さまざまな手法を用いて啓発活動に取り組んでいただいているということで、より充実をさせていっていただきたいなというふうに思いますし、今答え

ていただいた12月16日ですね、講演会なされるというふうに、たしか私もペーパーを見た記憶があるんですけども、私もその講演会には参加をしたいなというふうにも思っております。

また、今お答えいただいた中で、文化・スポーツというのも非常に大切な取り組みであるなというふうに思いますし、パラリンピックなんか見ていると、本当に私たちが元気をもらえるようなところもありますので、そういった文化・スポーツの面にもより力も入れていただけたらなというふうに思います。

それから、これ街頭啓発といいますか、この間、スーパーの店内でこのチラシ、啓発チラシとティッシュペーパーを配っておられて、ほんで市のキャラクターであるドウタクくんも一緒にこのチラシを配布して啓発活動をしておられたということで、やっぱり意識を変えるということが私は啓発活動の目的であると思いますし、意識が変わることによってやっぱり行動が変わったりというようなことになりますので、啓発活動の重要性というのは、もうこれは釈迦に説法というようなふうに思いますけれども、非常に重要なことですので、より一層力を入れていっていただきたいということをお願いしまして、1点目の質問を終えたいと思います。

それでは、2点目なんですけれども、共生社会の実現のために、障害者や市民グループなどに対して具体的にどのような支援がなされているのか、お答えいただきたいと思ます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 2点目の共生社会の実現のために障害者や市民グループなどへの支援についての御質問にお答えをいたします。

共生社会の実現のためには、障害者自身の自立と社会参加が進むことが大変重要と考えてございます。障害者基本計画の基本目標の1つでございます「安心して暮らすためのサービスの充実」、こちらのほうで障害者やその家族への専門的な相談支援窓口の体制整備、あるいは障害福祉サービスの充実によります生活支援を図っているところでございます。

また、自立した社会生活を送る上で、就労、就業は大変重要となってまいります。基本目標の「雇用・就業機会の確保と拡大」におきましては、就労機会の場の確保、就労に向けた取り組みを進めるとともに、個人の能力を引き出せるよう、関係機関等と連携しながら本人支援を進めているところでございます。

市においては、障害者就労が一層進むよう、これは何回も御報告申し上げておりますが、

平成22年度から障害者の就労体験事業を実施しているところでございまして、この経験を積むことで就労への足がかりとなると評価を関係事業者あるいは特別支援学校のほうからいただいているところでございます。こういったことから、これまで継続して事業を実施してきているところでございます。

そのほか、就労する障害者の自立を促進するために、平成25年度から障害者優先調達推進法の施行に伴いまして、障害者就労施設等から優先的に物品等の調達を推進する取り組みをしているところでございます。

次に、市民グループなどの支援につきましては、当事者や当事者家族のグループと懇談会などにより当事者の自立に向けた支援のあり方などにつきまして話し合う機会を持っているところでございます。

以上、お答えといたします。

それと、ちょっと先ほどの山本議員のお話の中で、講演会が16日ということでしたけども、11日でございます。またよろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいた中で、特に自立と社会参加が重要であるということで、その中で特に就労支援に力を入れていただいているということで、これも本当によく取り組んでいただいているなというふうに思いますし、先ほどおっしゃった平成22年から取り組まれております体験就労ですね、これも私は非常にいい取り組みであるなというふうに思いますし、継続、充実をしていっていただきたいなというふうに思います。

就労のほうもそうなんですけれども、これはたまたまちょっと見たんですけれども、12月4日の京都新聞に載っていたんですけれども、やはり障害を理由に賃貸契約で不利益をこうむっておられるという、そういう相談が滋賀県で46件あったということなんですけれども、こういった就労も非常に大事なんですけれども、自立というような部分で言いますと、やはりこういったような住居ですね、そういった部分も非常に大事だろうなというふうに感じておりますので、そういった部分についても取り組みをしていっていただきたいなと。これは要望ということでお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、障害者差別解消法ができて、合理的配慮ということが大きくうたわれております。そういったことも私はこの就労の部分については大きくプラスに作用していくのではないかなと。まだ1年半少しですかね、しかたっていない法律なんですけれども、

効果がちょっと出てくるのはこれからかなと思うんですけども、今おっしゃった就労の部分についても私はプラスに作用するのではないかなというふうに思っておりますし、そういうことも十分に活用をしていただきたいなというふうに思います。

それから、市民グループあるいはその家族の会との懇談会、これも私はやっぱり非常に大切な取り組みであるなというふうに思います。やはり障害を持つ方が家族の中におられて、地域から孤立をしてしまうようなケースも残念ながら皆無とは言えませんので、そういった部分で言いますと、やはり話をする場、話を聞いてもらえる場、そういう場は非常に大事なものであるというふうに思いますので、この懇談会というようなことも継続をして実施をしていっていただきたいというふうに考えます。

それでは、最後、3点目の質問なんですけれども、今後の取り組みの方向性について伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、今後の取り組みの方向性についての御質問にお答えをいたします。

共生社会を築くためには、先ほどから申し上げております、これは障害者基本法の理念、考え方でもございますが、障害者の自立及び社会参加が重要であるというふうに考えてございます。そのための支援が必要でございます。今後も、共生社会の実現を図る観点から、こうした視点に立ちまして、これまでの取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 今後の取り組みの方向性についても、今現在取り組んでおられるような方向性を持続して取り組んでいただけるということで、一層の拡大、充実を維持をしていただくようお願いをいたしまして、私のこの1点目の共生社会についての質問は終えたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして2つ目の質問ですけども、朝鮮人街道について質問をいたします。内容といたしましては、朝鮮人街道を観光資源にということであります。

ユネスコは、ことし10月31日、重要な歴史文書などを認定する世界の記憶、いわゆる世界記憶遺産ですけども、世界の記憶に国内12都府県と韓国にある江戸時代の外交資料「朝鮮通信使に関する記録」を登録することを決定したと明らかにしました。世界の

記憶は、専門家をつくる国際諮問委員会が審査し、ユネスコのボコヴァ事務局長が登録の可否を最終決定しました。

朝鮮通信使は、朝鮮国王が徳川将軍家に派遣した使節団です。津島（長崎県）から江戸を経て、徳川家康が祭られる日光東照宮（栃木県）まで一行が通った地域に外交文書や行列の様子を描いた絵などが残る日韓の関係自治体や民間団体が共同で計333点の登録を申請しました。

ここで、朝鮮通信使について若干説明をいたします。

江戸時代は鎖国であり、長崎の出島でオランダとの貿易、通商が行われていたというのが一般的な理解です。しかし、日本は朝鮮とも交流がありました。それが朝鮮通信使です。通商ではなく通信、すなわちよしみを交わしました。

朝鮮通信使は、室町時代から江戸時代にかけて、すなわち足利、豊臣、徳川の武家政権に対して、朝鮮国王が国書及び進物をもたらすため派遣した外交使節団です。今日、私たちが朝鮮通信使と思っているのは、実質的には江戸時代に12回にわたって来日した使節団のことを指しています。

この通信使は、1回につき300人から500人規模の大人数であり、その来日は文化面においても多大な影響を与え、絵画や歌舞伎の題材にも取り上げられるほどでした。また、当時の文化人にとっては、先進的な大陸の文化を取り入れる絶好の機会でした。

通信使一行はソウルを出発し、釜山を経て、津島に渡りました。対馬、壱岐を經由して、福岡、下関、牛窓、神戸をめぐり、大阪に入りました。その後、京都滞在を経て、大津、草津宿へと入り、野洲から朝鮮人街道を通して彦根まで行き、中山道を經由して江戸へ向かいました。朝鮮通信使の通った道は朝鮮人街道と呼ばれ、今も市内の幹線道路として存在しています。野洲は朝鮮人街道と中山道の分岐点であり、石碑も残っています。これは道しるべであります。

朝鮮通信使は江戸時代に復活しましたが、その理由は豊臣秀吉による朝鮮侵攻、文禄・慶長の役、韓国では壬申倭乱と呼ばれる戦争の戦禍を癒し、平和外交を復活させるための意味を持っていました。今日、国際社会は紛争やテロが多発していますが、朝鮮通信使に込められた平和外交や多文化共生の精神を今こそ私たちが受け継ぐ必要があるのではないでしょうか。

今回、朝鮮通信使に関する記録が世界の記憶に登録されたことを機会に、朝鮮人街道をよりPRすることができると思います。

以下、お尋ねをいたします。

1 点目ですけれども、朝鮮人街道は野洲駅南口側の主要道路でもあり、観光資源として活用できると考えますが、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、山本議員の朝鮮人街道についての1点目という事で、朝鮮人街道を観光資源にということの御質問にお答えします。

朝鮮人街道、市内に約5キロでございます。議員御指摘のように歴史的な街道で、まちづくり基本条例あるいは市の総合計画等に明記もされておまして、今まで広報等でそのルートあるいは歴史等を紹介しているところでございます。個人のブログ等を見ても、非常に多く情報発信もされておられ、紹介もされておられ、認知度は高いと、そのように思っております。

野洲市のボランティア協会でも以前から朝鮮人街道を歩くと、そういったコースも設定されておまして、市あるいは観光物産協会としても既に観光資源として活用しているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 既に観光資源としてかなり活用はされているということですが、やはり私は今回の世界記憶遺産に登録されたこと、これ文書のほうなんですけれども、それが登録されたということは私、非常に意義深いことであるというふうにも思いますし、野洲市におきましてはやっぱり朝鮮人街道が現に通っておりまして、しかも中山道との分岐点ということでもあります。そういったことを思いますと、やっぱりこれをきっかけに、より活用されるいい機会だなというふうに私は思っております。ですから、従来にも増して観光資源として活用をしていただくように、これは要望ということでお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、2点目ですけれども、朝鮮通信使について観光ボランティアガイドの方々に学んでもらう場を持つことは意味があると思うんですけれども、市のほうのお考えはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、2点目の観光ボランティアガイドの方々にさらに学んでもらうと、そういった場を持つのはどうかという御質問でございます。

1 点目でお答えいたしましたように、既に朝鮮人街道を歩くと、そういった設定をされております。その観光案内にみずから学んで、もう案内をされているのがずっと続いています。ただ、今年度から多くの方に史跡とか寺社仏閣ですね、そうしたものをさらに紹介したり、あるいはみずからのパワーアップ、そういうなんも含めて野洲史跡学習塾、そういったものも今開催されておまして、そのことでさらにパワーが上がって、説明力は上がっていくのかなと、そういうふうに思っております。今回、世界記憶遺産に登録されたということから、改めてこの学びの深さというものがふえるのかなというふうに思っております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） みずから学んでおられて、それがよりパワーアップをしていく機会にもなるのかなというお答えで、私もそのように思うんですけども、やはりせっかくこういうような記憶遺産に登録されたゆかりの地でもありますので、野洲が。もうそういったことも含めまして、改めてまた、例えば市のほう主催の学びの場を設定していただくとかといったようなことも考えていただけたらなというふうにも思いますし、朝鮮通信使研究の第一人者と言われております京都造形芸術大学の名誉教授であります仲尾宏先生、この方は大津市に在住しておられまして、野洲市にも何回も講演等にも来ていただいておりますので、もしできることでありましたら仲尾宏先生にも来ていただいて、そういった学びの場を設定していただければいいのではないかなというふうに思っております。

それでは、最後の質問であります。

朝鮮人街道について、よりPRする考えをお持ちかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 朝鮮人街道について、よりPRする考えはあるかということでございます。

朝鮮通信使に関する記録が世界記憶遺産に登録されたことから、議員おっしゃるように、朝鮮人街道、さらに注目を浴びると、そのように思っております。当記録の中では、残念ながら野洲市に関するものはありませんけれども、朝鮮人街道を観光する人にとっては起点という場所でもあり、歴史資料として市の歴史的文化財、石造の道しるべですね、それが指定されておる。そういったところから高い魅力はあると、そのように思っております。

こうしたことから、この登録を機会にいたしまして新たに案内看板を設置する予定でございますし、またこの朝鮮人街道の文化的な歴史、文化、さらに先ほど言われました平和、そういったことも含めて、さらに魅力を発信していくと、そのように思っております。

そういう意味では、今年度策定しました観光指針でございますけれども、その中で市民や来訪者も豊かで楽しめる観光のまちづくり、そういったものにつなげていければなど、そういうふうに思っております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。やっぱり世界記憶遺産に登録されたということ、そのゆかりの地ということで、新たな表示板ですかね、をつくられるということで、それは非常に私、いいことだなというふうに思いますので、できるだけ早いうちにつくっていただけたらありがたいなというふうに思います。

本当に歴史的な意味を持つ道でありますし、歴史を知ることによって、より愛着が湧いたり、また観光する上でもいろんな見方ができたり、そういったこともあると思いますので、今おっしゃいました新たな表示板については大いに期待をしたいというふうに思います。本当にちょうど、何回も言っていますけれども、中山道と朝鮮人街道の分岐点という非常に重要なポイントということもありますので、この世界記憶遺産に登録されたことをよい機会として、今後も観光資源として、より活用をしていただきたいということをお願いいたします。私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 13番、工藤義明です。よろしく願いいたします。

私からは3件質問させていただきます。

まず、国道8号線バイパス工事に係るオリベスト敷地内のアスベスト処理対策について。

このうちの、まず1点目ですが、ことしの11月18日、国土交通省からの七間場住民の方への説明会が行われたわけですが、この説明会に市当局は出席をされたのか、まずお聞きさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の1点目でございます。11月18日の国交省からの七間場住民への説明会には市当局は出席されたかというようなお問い合わせでございます。

市からは、国県事業対策室長と同室職員1名の合計2名が出席しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 1点目の項目については、特に再質問ありませんので、2項目めに移らせていただきます。

2項目めとして、この具体的工事法、それから埋設されているアスベスト処理対策についての説明、これが当日あったのかと。あったとしたら、その内容に対する市としての所見はいかななものか、お聞きします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、2点目の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

11月18日の七間場の説明会では、アスベスト処理対策の具体的な説明はされておられません。説明会では、工事に伴うアスベスト処理対策について、関係機関との協議も含めまして検討されていることと、今後、七間場自治会に対しまして具体的なアスベスト対策や交通対策等の説明会を予定されていることが滋賀国道事務所より伝えられたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今回のオリベストさんのアスベスト問題、非常に皆さんが不安に思っておられるわけですが、具体的な説明というものが行われて初めて不安というものが解消できるというふうに思っています。

それで、中間的計画、こういったものも全く示されていないのかと。また、示されていないとしたら、市としては要請すべきではないかと思うんです。

また、検討結果の時期と、こういうものは明らかにされているのか。

さらに、市のほうからお二人出席というのを今お聞きしたわけですが、市に対する質問というのは当日の出席者からは質問はなかったんでしょうか。

以上。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、アスベストの具体的な説明と申しますか、中間的な報告について住民に対して説明ないのかということでございますが、現在、関係機関も含めまして、そういった対策については具体的な内容について協議をしている段階でございますので、まだそのような予定はないと、このように聞いております。

それと、2点目でございますが、市に対する住民の方からアスベストに関する質問についてというお問い合わせであったと、このように思いますが、当日の説明会の中でそういった御質問をお受けさせていただきました。これにつきまして、事業主体である滋賀国道事務所より回答があったわけでございますが、先ほども申し上げましたように、現在は協議をしている段階であるので、説明できる段階になったら説明をさせていただくというような状況でその場はお答えになったということでございます。

それと、もう一点ございましたね。

○13番（工藤義明君） 検討結果の時期というのを明らかにされていたのかと。

○都市建設部長（小山日出夫君） 検討結果の時期が明らかにされていたのかというようなことでございますが、この検討結果につきましては、さまざまな調査等、オリベストさんの敷地の中でボーリング調査等を行っております。そういったものも含めまして、協議の場でそういった対策について具体的な内容について検討をさせていただく中で、まだ途中の段階でございますので、結果としてこちらのほうに知らされてはおりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今、私の質問の中にもありましたように、ぜひともこの不安を解消するというのがやはり市としても優先的なものになるかと思うんですが、市としては早いこと中間的な計画というのを要請されてはいかがというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 中間的な報告の要請ということでございますが、しかるべき時期が来ましたら、こちらのほうからも国に対して要望してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 追加説明で。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） オリベスト株式会社のことについては、もう当初から既知の事実として地元には積極的に情報提供しています。

まず、このオリベストですけど、今は有害物質ですけども、当該会社が埋設したときは、これは有害物質扱いではないので通常の埋設をしております、規制物質ではなかったのです。計画されたときに、もう当然埋設はされていたのはわかっているんですけども、有害物質が存在しているということで事業化とか計画はされていません。

ただ、現時点では環境問題というのは、過去の経緯は別として、そこに有害な物質が存在しているか存在していないかというのは重要ですから、企業は埋設した場所等々の情報を持っていますから、それを受けて最大限安全に処理をするということは、まず国に言っていますし、国もそこは確認しています。

ただ、今、用地交渉をしているわけですし、まだ民間の土地ですから、国ができることにも限界があります。今一番微妙な、微妙と言うと何か誤解がありますけども、できるだけ早く取得をしたいんですけども、さまざまな条件の中で取得するというのでやっていることですので、限界があるので言えないということであって、国がもたもたしているとか市が責任を持たないということではなくて、過去にも私も入って何回も地元とはお話をしています。

ただ、道路の工事によって除去するというものですから、まだその段階まで至っていないので情報が出せないということですので、以前もどなたかも御質問、数年前もいただいたときも同じ答えをしていますけども、まだ用地が買収できていない、きちっとした設計もできていない。その工事の中で除去するというものですから、工事に絡んでアスベストを最大限法令にのっとり、そして最新の工法で安全に取り出すということでもあります。

先般もちょっと別の機会に、前の自治会長さんに出会ったのでお話をしておいたら、従来から説明してもらっているの、きちっと情報を出してもらってきちっとやってもらったら構いませんといいますか、そういうことでやっていただきたいということで、直接私もお話をしておりますので、ちょっと事が事ですので何か疑惑があったり、何か心配があるというのはいけませんので、はっきり申し上げておきますと、以上のような状況です。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 関連したものが後で出てきますので、またそのときお願いいたします。

引き続きまして、3点目といたしまして、この11月18日の説明会、この場におきましては、先ほど27名でしたかね、出席されたんですか。その出席者からの声というものはどんな内容があったのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、3点目の御質問でございますが、お答えをさせていただきます。

出席をいただきました27名の七間場自治会の方からは、道路計画の変更理由やアスベスト処理対策、騒音問題、七間場周辺のバイパスへの接続道路計画、土質計画についてなど、さまざまな観点から御意見を頂戴したところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 当日の18日ですが、七間場の住民の方という形で説明会が行われているんですが、実は私も傍聴の要請をしたんですよ。残念ながら、ちょっと傍聴については断られたもので、その場に参加できなかったわけですが、今説明いただいた中で、現実的には何かメモか議事録、そういうものが用意というか、準備できていたら、こちらのほうにその議事録的なものが出していただけるのかどうかをちょっとお聞きしたいと。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の再質問でございます。議事録の公開といいますか、提出といいますか、そういったことにつきましてお答えをさせていただきますが、当日の18日の説明会の議事録につきましては、当然ながら会議録という形でこちらのほう、手元に作成をしておるわけでございます。そういったことで、もし自治会と共通の認識を持つためにどうしても必要であるというような御要望がございましたら、こちらのほうに連絡をいただいておりますことは可能かと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） そうしましたら、今の話で可能ということになった時点で結構

ですんで、資料の提出をお願いいたします。

引き続きまして、4点目といたしまして、オリベストの敷地内、ここにはもう既に先ほど市長からも説明があったわけですが、数カ所にわたって、当時アスベストの製品等が埋められたということはわかっているわけですが、場所の特定、それから埋設量、こういったものも企業側からは提出されているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、4点目の御質問でございますが、平成18年7月21日に実施をされました七間場自治会に対する説明会で、オリベスト株式会社より過去のアスベスト使用状況や同社敷地内に埋設された石綿紙等、不要物の状況につきまして説明がなされておりました。その資料も提出されております。その資料の中で、埋設された場所の特定と面積が報告をされています。

また、オリベスト株式会社が敷地内に倉庫棟の増設計画にされたことに伴いまして、予定地の事前調査として平成26年3月19日に七間場自治会及び本市立ち会いの上、試掘調査を4カ所で実施をされまして、全ての箇所から白石綿等を含む埋設物が発見されたということから、その内容についても報告をされているというところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 地元自治会の方と合わせて調査されたというのは理解できたわけですが、私ども、実は今日まで資料の調査も行って、残念ながらそのときの資料がちょっと手元にないんですが、その資料は提出を要請したらできますか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 要求がございましたら提出させていただくようにさせていただきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 私どもで得た情報の中には、当時埋めるときに穴を掘ったという実際の作業員の方から話を聞いていたんですが、その当時、大きく分けて2カ所にわたって穴の深さが大体4メートルから5メートル穴を掘ったと。そのときに下のほうはもう砂利が出てきた段階で四、五メートルのところ、そこに何か直接埋めたような話を聞いているんですが、そのことについてもあわせて、この工事にかかわるんですが、ちょっとお

聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいまの御質問でございますが、ちょっとその点につきましてはこちらのほう確認していないところでございます。実際に国のほうのバイパス工事が始まりました段階で、そういった部分につきましては最善の注意を払いながら工事をしてもらえるものであると、このように認識しておりますので、またあわせて国のほうにもその旨お伝えしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） そうしましたら、私が今申し上げました四、五メートルの穴が大きく分けて2カ所にわたって掘られていたというのは、これは現実で、情報は正しいんでしょうか。わかる範囲で結構です。

○議長（矢野隆行君） 答えられますか。

都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいまの御質問でございます。この調査につきましては、当初のボーリングが平成18年でございまして、その次、平成28年度の2月、3月ぐらいになると思うんですが、そういった時期にボーリングをされているところがございますが、その調査についての報告書をこちらのほうにいただいているわけですが、ちょっと箇所数につきましては、26年でございますね、26年3月に本市と七間場自治会様立ち会いのもとに、倉庫予定地の4カ所ということで確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） わかりました。

それでは、次に5点目にちょっと移らせていただきます。

市として、このアスベストの飛散測定というのが行われていると。一部資料も手元にあるわけですが、工事前後には国土交通省もこの測定というのは実施されるはずですが、互いの数値を突き合わせた結果を公表していただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の5点目でございますが、御質問に対してお答えさせていただきます。

市では、毎年1回七間場地域におきまして、大気汚染防止法施行規則第16条の2（敷地境界における基準）で規定されております環境庁告示93号による石綿に係る特定粉じんの測定方法に基づきまして、大気中のアスベスト調査を実施しておりまして、その結果を七間場自治会に対して報告をさせていただいているところでございます。今後も調査を継続して実施する予定でございます。

また、バイパス工事に伴いますアスベストに係る環境測定につきましては、事業主体である国においてアスベスト処理計画を立てていただきまして、工事期間中、その一環として敷地境界等での測定をされるものと当然考えておりますが、確実に実施していただけるよう要望もしてまいりたいと、このように考えてございます。

市の報告は毎年しておりますので、工事の際、国から自治会に対し公表されることで突き合わせができるものと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） こちらの手元にある分析結果、これは当初、2005年に出された近畿分析センターの資料しかちょっと今手元にはないんですが、ここでそれぞれの4カ所の地域で測定をされたという数値があるわけですが、先ほどおっしゃいましたこの大気汚染防止法施行規則の第16条、ここではリットルで10本という基準値というのが示されているわけですが、当然ここまで測定された結果、数値を見ますと、非常に、10分の1程度のものしか今出ていないということで安心だというふうにされているわけですが、住んでいる方にとってはこういう数値というものが比較的わかりにくいといえますか、現実的には。市民の方にさらに安全というものを担保していただくといえますか、安心できるというようなことから、この国の基準、リットル10本というこの数値をさらに厳しくすると。市独自で厳しい数値にして、さらに野洲市の市民の方に安心してもらえると、こういった考えというのはお持ちでないでしょうか。

以上で。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 済みません、ちょっと環境経済部にかかわることでございますので答弁させていただきます。

先ほど10分の1と言われたんですけども、実際上の数字は検出できない程度です。まずそれですね。0.06ですね、多いところ0.1、そういう状態になっています。それが平成18年に一旦7カ所、18、19、20年まで7カ所。7カ所というのは、ここだけはかかっていても、ここの違いを、例えばここが大畑としたら、その横にさくら墓園とか中主の方面とか、7カ所を3年間かかって、そこはそんなに大差はなかったということが明らかになっています。21年以降は七間場のところでずっとはかかっていて、ずっとおおよそ0.06程度というところになっています。高い、低いは若干ありますけども、その他の地域とそう変わらないということは明らかになっています。そういう意味におきましては、継続してきちっとはかかってまいりまして自治会のほうに伝えたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今おっしゃっていただいた数値というのは、一番直近の結果ということですよ。今、私、先ほど10分の1と申し上げましたのは、紹介しましたように、手元にあった資料が2005年11月、これ近畿分析センターが測定されました。その場所といたしますのが七間場自治会境界線、それから新幹線側の境界線、ここが数値が高かったわけですが、それぞれコンマ9、1.1という数値のものの資料が実は手元にあったわけで、それで10分の1という表現をさせてもらいました。それから比べると、今おっしゃった数値というのは一番直近の数値というふうに理解したらよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今おっしゃっているのは、2005年11月のやつ。

○13番（工藤義明君） そうです。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それがその数値でございます。こちらの手元もやっけて、その高い、低いはありますけども、そこは0.06であるとか、それぞれの数字があるということでございます。基本的には、基準値が10でございますので、そもそも論、僕も今ちょっとぱっとは出ませんけども、何の環境の基準値というのは、基本的に危ないところから大分低いところで10。その上で、例えば10分の1とか100分の1とかというのがここでの数字やといういう意味合いでございます。かといって、安心してるとか、そういう意味じゃ全くございません。

以上、答弁とします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） もう一つ私尋ねていました、野洲市独自としてこの基準値を下げるといふ考え方はお持ちでないかという点はいかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） さらなる低いということでございますけども、それは検討はさせていただきますけど、今言った値というのがございますので、今ここがいいとかというのは言えませんが、検討はしますけれどもというところでございます。ただ、言うていきますように、かなり低いレベルにあるのは確かでございますので、どこまでそれを下げたら、それがね、その客観的な、自治会あるいは工藤議員か、客観的に、例えば1としたら、それがいいのかどうかという、その数字というのは極めて妥当なもんかどうかなんかというのはちょっと今のところわかりません。

○議長（矢野隆行君） 追加説明。

市長。

○市長（山仲善彰君） これ、通告、そこまでしておられなかったもので、その下げるとか。環境基準を独自に下げるといふのはよほどのことですから、これは検討のレベルを超えていると思いますので、これはやはりもう国の基準を遵守して対応していきます。

今、部長言いましたように、通常環境基準はやっぱり10分の1と、いわゆる10倍値とか100倍値になっていますから、かなりの安全度を見越していますから、それよりもまだ下げるといふのはほかとの整合性が出てきますので、国の環境基準を遵守して徹底的に対応してまいるといふのが市の考えです。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 私も数値的にはこれがいいとかあれがいいといふのは言える知識もないんですが、いろいろこのアスベスト問題での、いろんな大学の先生やら医者の方、こういった方の文献を見たときに、やっぱりある先生は、数値の余り多少にかかわらず、このアスベストによつて健康被害が発生する可能性があるという不安な部分も書かれているんです。ですから、市民の方がこのアスベストという名前を聞いてやはり不安を覚えると、これはどうしてもやっぱり解消するということから、私は、野洲市はこれだけ数値を下げてこれからの取り組みをしますといふことを言えば、さらに市民の方は安心するといふふうに思っていますので質問させていただきました。

これは次にちょっとあわせて行くんですが、6番目といたしまして、住民の不安を払拭

した上で工事に入るように万全を期すべきであるというふうに、私、質問させてもらっている。それとも関係いたしまして、これからさらなる市民の方に安心を与えていただきたいということで、最後にこの問題でのちょっと見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私のほうからお答えしますけども、これはアスベストというかなり大きな何回ももうケースがあって実績的に対応されているものですから、それと環境基準もありますので、いわゆるノウハウと基準が存在しますし、法令で縛られていますので、あとはさっき工藤議員が御提案いただきましたように、情報の公開ですね。全てやはり公開をしていって、当事者がそこにきちっとアクセスできた上で判断していただいて事業が進められるということが原則ですので、そこは確保したいと思っています。

御心配はわかるんですけども、それを言い出したら、クリーンセンター、大篠原に御協力いただくときも同じ議論で、あるよりはないほうがいいというので、ゼロにということですけども、これは不可能です、ダイオキシンも。

それと、今のアスベストも野洲の小学校の体育館には入っていました。そして、ましてや野洲の保育園にも入っていました。応急処置をして速やかにということでもって全て適正に除去しております。ですから、何も市独自の基準を今さら決めなくても、子供たちが長年長年育ってきた学校とか保育園でもそうでしたので、そういう意味でもきちっと経験は持っておりますので、国と一緒に常に情報を開示して責任持って対応させていただくつもりです。もう全然ほかの町みたいなずさんなことをしてないつもりです。

ただ、さっきちょっと気になったのは、この間の話し合い、私もまだ報告受けてないんですけども、国が持った説明会で当事者説明会になっていますから、情報が全部開示できるかどうか、私はもう常に国が入っている会議でも公開してくださいとは言っているんですけども、国の基準はかなり、私たちが思っているより緩いといいますか、今いろいろ議論されているのを見ても、そういうことですから、秘密というわけではないんですが、場の設定によっては全てが公開されるかどうかはわかりませんので、そういう意味では後ほどまた確認をしてもらった上で、必要な資料は責任を持って公開に向けて最大限努力をするようにいたします。

以上、お答えです。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） これもちよつと通告書にはないんですが、最初の質問の中に、私、申しあげました、この7月、11月の説明会の場ですね、ここに、私、傍聴の申し入れしたら、地元から参加は遠慮願いたいということで参加できなかったわけですけども、このアスベストに関しては何も七間場の方だけが心配しているわけではないんですね。こういうアスベストに関して周りの方、七間場以外の方もどうなるんだろうと、自分らのところには影響ないんであろうかと、そういった心配をされているということから、ぜひとも1つお願いしたいのは、これからこういう国の説明会等が行われたときには、市としても他の一般の方も傍聴できるというふうに要請をお願いしたいということを最後に申しあげまして、このアスベスト関係の質問を終わらせていただきます。

引き続き、第2項目めの質問に移らせていただきます。

次は、今、市が運営されています通称コミバスの増便についてです。

現在、運営がされているわけですけども、今のダイヤ状態、時刻表を見ますと、なかなか生活実態にそぐわない面というものがどうしてもあります。そのために、これを利用されている方、またこれからも利用されようとしている方々にとっては、各地域から非常に増便をしてほしいという要望が出されております。この増便問題については、市としても当然今まで声をお聞きだと思しますので、早期の実施計画、これを明らかにしていただきたいということがまず1つ目です。

特に、私としては、例題といたしまして今の近江富士団地、こちら南・北桜も含めましてですが、超高齢化が進んでいます。こういった中で、今後、運転免許の返上というのがふえてくるのが当然予想されています。そのためにも、やはり公共交通の充実化、これが欠かせないというように思っています。

また、バスに関しましては、今、何カ所かにはバス停のところにちゃんと雨よけ、それから椅子というのも設備されていますが、さらに追加というものを検討すべきだというふうに思っていますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 工藤議員の2点目の御質問でございますコミュニティバスの増便についてお答えさせていただきたいと思えます。

野洲市のコミュニティバスでございますが、中型バスによる委託形式で運行しておりましたものを、平成22年度でございますが、持続可能な運営形態を目指しまして、バスの小型化並びに市が直接バスを運行する直営方式に改めております。さらに、平成24年度、

バスを1台増車いたしまして、路線を5コースから4コース、これは中央循環と呼んでいるコースでございますが、こちらのほうを追加いたしまして、地域に最も適した効果的な運行を模索しながら現在に至っているという状況でございます。

本年度でございますが、こうした模索並びに実績を踏まえつつ、さらなる利便性の向上を目指しまして、野洲市のコミュニティバスの路線等の運行業務の見直しを行っております。この見直しでは、まず自治会のアンケート調査、これは地域のニーズを拾おうということですね。そして、利用者のニーズ調査、これに関しましては実際にバスに乗り込みまして乗り込み調査を実施しております。また、本市の状況分析といたしまして、人口、そして実際の交通の実態、このあたりの整理並びに現況の把握、そして将来的な人口の減少、また高齢化、このあたりを見据えまして、より効果的で効率的な運営を目指しまして、コミュニティバスを市民ニーズに合った路線、運行時間、運行方法をできる限り実効性のあるものにしようという観点から見直しに取り組んでおる次第でございます。

例として、御指摘のございました近江富士団地でございますが、これ申し上げますと、南・北桜の近江富士団地並びに南・北桜の高齢者の対応といたしまして、今現在1路線で、路線、バス1台で走らせていただいておりますけども、ここを路線の分割を行いまして、さらに1台バスを増車いたしまして運行本数の増加とか運行時間の短縮ができないかと。そうすることによりましてサービスの向上を図れないかというようなことを今現在検討している真っ最中でございます。同様の検討をあやめコースのほうについても検討しているという次第でございます。

また、3点目にごございましたバス停の椅子とかの設備でございますが、これはもちろん利用者の観点から大変よいことであると。できたら進めていきたいなということは思っております。ただ、バス停の設備に関しまして必要な用地とか地権者さんの協力とかバリアフリーの観点とか設置する屋根や椅子とか、また道路の状況、バスの構造、そしてそれらを維持する、管理する経費等の観点、またそれを設置することによる安全性も含めて総合的に検討、整備が必要となる、また費用が必要となることですから、現時点では直接バス停の椅子等の整備は予定しておりませんが、可能な限り、我々今までもそうなんですけども、自治会館とか公園とか、可能な限り地域の状況、また御理解を得まして、対応可能なものについてはできる限り利用者の配慮、またそういった利用者の利便性の観点から積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今、私が例題に出しました近江富士団地の奥のほう、例えば5丁目、6丁目、バス停は5丁目のところにありますが、ここに実際住まわれてコミバスを利用されている方、こういった方々が今出されていますこの時刻表、これによりますと、野洲駅から帰ろうとしたときの最終の時間、16時43分。これが左回りで近江富士のほうへ帰ろうとしたときは最終になっているんです。非常に早い時間でコミバスが終わっていると。こういった不便性というのが強く今指摘されています。

さらに、今度は逆です。同じく近江富士団地のほうの5丁目から右回りで駅に向かおうとしたときに、やはり同じように近江富士の5丁目のバス停で行きますと、最終が14時36分、もう昼間ですよ。こういった時間が最終になって非常に不便な今設定になっています。

滋賀交通も走っているわけですが、滋賀交通のほうも16時以降はわざわざ奥から1丁目まで来て長い距離を歩いていかなければ、このバスに乗って駅まで行くと、こういったことが利用できない。こういった実情がありますので、できましたら今の計画、まだまだしばらく時間かかりそうな計画でしょうけども、できるだけ一日も早い改善をしていただいて、この近江富士団地の方向の方、こういった方々の利便性を図っていただきたいというふうに思いますが、この早い時間帯に終わるという点について、また所見ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） ただいま三上コースの関係で御質問いただきまして、早い時間帯で、早くバスが終わってしまうという御質問だったんですけども、我々も先ほど申しましたようにこういったことは既に認識しておりまして、もちろん何とかならないかということで検討しております。先ほど申しましたように、バス路線を分割することによってさらに頻度を高められれば、運行の回数をふやせないかというような検討をしております。

あと、先ほど工藤議員申されましたように、滋賀交通さんと実は路線が競合しているわけなんです。ここがちょっとまた1つの考え方として、我々コミュニティバスと滋賀交通さんがともに赤字になるということは、ちょっとこれはどうかなというふうに思いますので、このあたり競合しているというところも観点としてはちょっと押さえておかなければならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 検討されているということは重々承知をしております。さらに、また競合しているということについてもわかっています。ただ、やはりコミュニティバスを利用したいという方がたくさんおられます。これからもっとふえてくると思うんですよ、特にあの地域の方々はですね。その点で、私、強くその辺の要望をしたいということで発言しております。よろしく願いいたします。

それでは、コミバスに引き続きまして、3点目でお伺いしたい点があります。

ナンバースリーで、3点目といたしまして、現在行われていますこの野洲駅から新幹線方向にわたっての、私は電柱の地中化というふうに思っていたんですが、一部水道工事というのあわせて行われているわけですが、この工事におきまして、歩道上の点字ブロック、これが全面的に取り外されたままということになって、もう既に数カ月が経過しているところもございます。目の不自由な方への安全対策、これが全く私は考慮されていないと。事故被害が発生するまで、この点字ブロックについての対策、これについては実施されないのかどうか、その点をお答え願いたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の御質問でございます点字ブロックと安全対策についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

県道野洲停車場線歩道部に設置してございます点字ブロックにつきましては、電線地中化の関連工事において歩道掘削が行われまして、平成29年8月に撤去をされております。交差点部につきましては、おおむね仮復旧が完了されてはいるものの、直線部においては未復旧の状態となっております。

事業主体であります滋賀県と協議をしましたところ、今後、歩道バリアフリー工事も控えておりまして、あくまでも仮復旧ということにはなりますが、点字ブロックの設置工事を行う予定でございます。

なお、施工時期につきましては、交差点部の残り箇所の復旧を年内に行いまして、その他箇所につきましては年明け1月中には完了の見込みと、このような予定で現在滋賀県と協議を進めております。

いずれにしましても、今回御指摘をいただきました件につきましては、工事を施工管理する側として非常に重要なことであると認識をしまして、今後、同様の工事を施工する際には、目の不自由な方など、障害のある人を含めまして、全ての人が安全に通行できるよ

うに配慮をしまして、工事の施工を行っていただくよう県に要望しますとともに、本市の工事につきましても同様の配慮をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 私、先日、視覚障害者本人から聞き取りをいたしました。実際は非常に危険を感じながら生活をしているという答えが返ってきました。私、今回、その対策の日を今聞きまして、年明けということで仮復旧をされるということですが、この点字ブロックにかわる簡易的なテープというのが存在しているんですよね。費用はちょっと私もつかんでいないんですが。その簡易的なテープというものを、本来であれば2度、3度ほじくり返した後、仮復旧ができるわけですから、非常に早い時間帯でこの点字ブロックに変わるものが仮に設置できるというのがあるわけで、ちょっと対応が私は遅いというふうに思っています。

特に、今回この点字ブロックとの関係があるわけですが、目の不自由な方が交差点を渡る際に、不自由な方のために横断歩道で音が鳴って、その音が鳴って歩道を渡ると、こういったことを利用されているわけですが、近くで非常に大きな音で実は工事をされているというのが実態があったわけです。その音によって全くあの横断歩道の音が聞こえない。ですから、その方は盲導犬を連れておられますけども、いつ渡っていいか全く判断ができなかったと。このことについては、ちょっと氏名はやめときますけども、本人が水道局の担当者に2度、3度電話したと。しかし、何もこの安全対策をしてもらえなかったと今でも不満に思っておられます。

最後はちょっと私のほうで感想といいますか、意見を言って終わりたいと思うんですが、こういう道路工事、ほかのことにもかかわるわけですけども、必ず工事をされるときにはそれぞれどこでも安全対策というのをあわせて計画されると思うんです。そこの計画書の中に、一般的に弱者と呼ばれる方、目の不自由な方や足の不自由な方、こういった方々が非常に人数が少ないがために放っておかれているのではないかということで、弱者のための安全対策、私は非常に野洲市としては低いのではないかとということをお判断いたしますけども、この件、最後にお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいま再質問という形で御意見も含めまして頂戴をいたしました。議員おっしゃるように、交通弱者の方、あるいは目の不自由な方など、障

害をお持ちの方、こういった方ができるだけ安全に通行できるように今後も心がけて工事の施工のほうも臨んでまいりたいと、このように考えております。

また、どうしても工事等につきましては、当然重機を使いますので、そういったどうしても気になる音が出る場合がございます。交差点の音が聞こえなくなるというような御意見もいただきましたので、その点につきましては交通誘導員等、常時必要があれば配置することも可能ですので、そういった部分も工夫しながら今後は工事を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それでは、私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第6号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

初めての一般質問に際しまして、一言申し上げます。

去る10月22日の市会議員選挙におきまして初当選させていただきました。今後4年間、市長を初め執行部の皆様とともに市民のために一生懸命働かせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、高齢者在宅ベースのケア政策推進について質問いたします。

人生100年時代の到来とともに、超高齢社会を見据え、住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケアの整備が一層急務になっていると考えます。ひとり暮らしや夫婦だけになっても、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるのがその人にとっても一番よい状態ということになると考えます。

厚労省の政策としても、ひとり暮らしを念頭に置いた在宅をベースに大転換するという時代に向かいました。そうした中、介護保険の改革で地域包括ケアの方向性がはっきりしていかなければなりません。

もちろん在宅というのは医療がないと完成しません。一般的に介護をしてくださる方がいなくなると、施設に入るか、あるいは多くの場合は医療が必要になって入院する。すると、病院が悪いわけではないが、安静にすることで寝たきりになったり、認知症になったりして家に帰れなくなるコースをたどります。ですから、施設から在宅に転換するためには、いかに在宅医療を普及させるかが重要になってまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、2014年から始まりました。介護保険も公的保

険である以上、給付を重点化、効率化せざるを得ない状況です。そのときに軽度者の扱いをどうするかが議論になり、制度改正して総合事業に取り組み始めました。持続可能な制度にするために、重度の人に給付を重点化して、軽度な人は、やがて介護になりそうな人たちも含めて、地域生活を維持していくために幅広い支援策を要介護になる前から実施していこうとして始められたものと認識しております。

総合事業というのは、地域づくりであると考えます。例えばボランティアだったり、あるいは敬老会、老人会の皆さんとか自治会とか、いろんな人たちが総合事業の担い手になることが必要になってくると思います。

介護予防・生活支援で言えば、やはり住みなれた地域でいろんな方々との関係性を保ち、自分らしく暮らしていくということが一番幸せで元氣も維持できると思います。できる限り地域で活動することが大事になってまいります。社会とのかかわりが一番に健康維持につながり、コミュニティーを活性化していくことが介護予防につながると思います。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国・自治体の連携による取り組みが求められます。

一方、元氣な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要だと考えます。

そこで、4点質問させていただきます。

地域包括ケアシステムの仕組みの現状はどうなっているのでしょうか。

2点目は、在宅医療はどのような実施状況でしょうか。

3点目、支援総合事業の取り組み実施状況をお伺いします。

4点目に、高齢者のひとり暮らし世帯、老老世帯に対してのサポートはどのように取り組んでいるかをお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、津村議員の高齢者在宅ベースのケア政策推進について、4点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域包括ケアシステムの仕組みの現状についてでございます。

地域包括ケアシステムは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みづくりとなっております。市では、在宅医療、介護の連携、介護予防、認知症施策等の推進によりまして、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおるところでございます。

例えば、在宅医療、介護の連携につきましては、医療・看護・介護関係者、行政などが当市の医療の課題を検討する地域医療あり方検討会におきまして、在宅療養者に関する情報共有支援のツールであります在宅療養手帳を作成しましたり、訪問看護ステーションと訪問介護事業所による検討会で在宅療養支援のための知識を得る研修などを実施しておるところでございます。

介護予防につきましては、いきいき百歳体操グループなど、身近な通いの場の運営の支援を行っております。そこに定期的に通ううちにお互いに気かけ合い、支え合う関係に発展しているグループもございます。このような取り組みが地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりにつながると考えておるところでございます。

次に、認知症施策の推進につきましては、認知症への理解を深めるための啓発、認知症の早期発見・早期対応を行う認知症初期集中支援事業、また認知症の容態に応じた医療・介護について示しました認知症ケアパスの作成、周知。認知症の人の介護者への支援の場として認知症カフェなどを実施しております。認知症の人の見守りを含む地域見守りネットワークの構築にも市民生活相談課を事務局として取り組んでおるところでございます。

また、高齢者世帯が抱える課題はさまざまでありまして、例えば高齢の親と働いていない50代ぐらいの子供が同居する世帯、そして介護と子育てに同時に直面する世帯など、複合化、複雑化しております。これらの支援としまして、包括的な支援体制の整備が必要でありまして、総合的な相談支援体制づくりに向けまして、市民生活相談課を中心に、高齢者、障害者など、子供、住まい、雇用就労、教育などの関係機関が協議を重ねておるところでございます。

2点目の在宅医療の実施状況についてでございます。

在宅医療のかなめとなるのは、地域の診療所となっております。現在、地域の在宅医療を担う在宅療養支援診療所は2カ所、訪問診療、往診を実施しています医療機関は13カ所ございます。また、野洲病院などは在宅療養者の病状急変時の受け入れなど、在宅医療の後方支援機能を果たしていただいております。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるためには、医師だけではなく、看護・介護関係者など、他職種が協働し、チームで支えることが必要と考えます。

平成21年度から開催をしております野洲市地域医療あり方検討会では、医療・看護・介護サービス事業者、行政などが協働しまして、当市の在宅医療のあり方について検討を重ねておるところでございます。守山野洲医師会では、在宅医療を推進するために、平成29年1月に守山野洲・在宅医療協議会を立ち上げられまして、在宅医療の現状を共有し、課題解決に向けて検討をされておるところでございます。このような取り組みを通じまして、人生の終末期ケアを含む在宅医療の推進を図っておるところでございます。

3点目の総合事業の取り組みの実施状況についてでございます。

介護保険制度改正のかなめは地域づくりと言われております。総合事業とともに生活支援体制整備事業に取り組むことによりまして、住民主体の地域づくりを支援することとなっております。介護保険は介護が必要な人に大きな助けにはなりますが、地域の生活支援がなければ地域で暮らし続けるには十分とは言えないと考えます。サービスの視点だけではなく、地域づくりの視点が必要と考えます。その地域住民自身が地域の福祉課題を考え、住民同士で助け合いのできる仕組みづくり、地域づくりを支援していくのが生活支援体制整備事業となっております。

昨年度、自治連合会などに対しまして、この事業への取り組みの説明を社協と連携しながら行ったところがございます。今年度も、さらに事業の理解と周知を図るための研修会や講演会を開催するとともに、各地域に対しましては、各自治会長や民生委員、各種団体長などによる懇談会を呼びかけ、今ある地域の支え合いなどの福祉資源の確認や気づいていない資源の発見、身近な福祉課題の確認などをさせていただくことで、この事業の取り組みの必要性を感じていただきまして、地域が主体の地域づくりに向けて話し合いや取り組みが始まるよう支援を進めているところがございます。

4点目の高齢者のひとり暮らし世帯、老老世帯に対してのサポートはどのように取り組んでいるのかという御質問でございます。

まず、平成27年度国勢調査結果によりまして、野洲市における高齢者単身世帯は1,218世帯、高齢者夫婦世帯は2,313世帯で、年々増加傾向にあるところがございます。これらの世帯の方々には、自立して元気に暮らしている高齢者がおられる一方で、健康面など、不安を抱えながら1人で暮らしておられる方もいらっしゃいます。

本市のサポート事業といたしましては、栄養改善が必要で見守りが必要なひとり暮らし高齢者などに対する配食サービスや、急病や事故などで緊急事態が発生した場合に消防署や協力員へ連絡ができます緊急通報システム事業を実施しております。

また、民生委員と消防署員、そして社会福祉協議会職員がチームとなり、ひとり暮らし老人や高齢者世帯などに対して、防火や熱中症防止の話をする見守り訪問を実施いただいております。

そのほかに、野洲市見守りネットワーク協定を地域の事業所などと締結し、高齢者の異変に気づいたら通報いただくなど、地域で支え、安心できる地域づくりを進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

通告にありませんけども、地域包括ケアセンターは中学校区に1カ所ずつという方向性というか、国のそういう提唱されていますけども、今後、今現在何カ所で、中学校区に1カ所ずつ設けられるかどうか、その辺の御検討があればお答えいただきたいと思います。

そして、在宅ですので看取りをしていかなければならないケースが出てきます。その看取りができるお医者さんはいらっしゃるかどうか。また、わかる範囲で何名いらっしゃるかをお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） まず、1点目の地域包括支援センターのもう中学校区圏域での設置等についての考え方をお聞きいただいているかと思うんですけども、現在は健康福祉センター内で中学校区圏域担当、それぞれ専門職が3圏域、同じ部署で業務を実施しております。その中で今現在それぞれの専門職との、それぞれ中学校区ごとにおりますが、それぞれが情報交換もしながら、できるだけいろいろ相談等についても連携することによってよりよい方向性を見出せるというようなことで、今現在、その3圏域一緒に、同じ事務所で業務を進めることが実際のところ効率よく進めておるとい状況がございますので、現時点ではこの中学校区圏域ごとに設置するという事は、現時点ではございませんけれども、考えておらない状況となっております。

それと、2点目の看取りのできるお医者様の人数でございます。

ちょっと今、その人数については今の時点でわかりませんので、また後ほどわかればお

答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 通告になかったんで、また後日。

津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

認知症対策についてです。

2025年には認知症高齢者が約700万人に増加するとされる中、認知症対策の推進は最重要課題であります。何よりも当事者の意思を大切に、家族も含めて寄り添っていくとの姿勢に基づく総合的な対策が求められます。

国としても、2020年ごろまでに症状の進行をおくらせる治療薬の治験開始を目指し、必要な予算はしっかり確保する。認知症初期集中支援チームは、効果的に機能するよう、研修などを通じて医療・介護人材の確保を支援している。若年性認知症には、医療、福祉、就労の相談など、総合的な支援を行っていくとされています。若い人も高齢者も、ともに幸せな長寿立国の構築を目指すべきであります。このためには、健康寿命が長い、医療。働けるうちは働く場がある、雇用。退職後の生活保障がある、年金。家族の介護負担が軽くなる。

長寿立国の最大の阻害要因となるのが認知症だとも言われています。統計的に見ると、2人に1人が一生涯のうちに認知症になると言っても過言ではないと言われています。両親のうちどちらかが認知症になる確率は約94%という試算もあり、認知症はありふれた病気です。また、認知症の人にかかるコストは無視できる規模ではありません。

政府は、少子高齢化が今後さらに進む中で、女性など、全ての人が活躍できる社会を目指しているが、認知症の人の増加は女性の社会進出など、総活躍を妨げかねない、こうした社会的コストを下げる研究や技術開発が重要になってまいります。しかし、国の認知症関連の研究開発費は年間30億円ほど。認知症の人の数がそれほど変わらないアメリカの20分の1程度であり、フランスやイギリスなどと比べてもかなり貧弱です。より早期の予防、治療に加えて、リハビリテーションやケアなど、当事者がどのような状態になっても見捨てないための研究をより強力に推し進めるべきです。そうしないと、家族の負担は大変だし、若い人も安心して老いることができません。長寿立国とはかけ離れてしまいます。

会話や傾聴ができるロボットなど、技術革新は急速に進み、新しい産業の柱としての期待も大きいですが、高齢社会の到来と認知症の増加があるからこそ進んでいる面も大きい。課題を飛躍の好機と捉える新しい視野も持ちながら認知症対策を進めるべきだと考えます。

そこで、野洲市の認知症対策の取り組みについてお伺いいたします。

1点目に、認知症初期集中支援チームの取り組み状況はどうなっていますか。

2点目は、認知症サポーター、キャラバン・メイトの取り組み状況はどうなっていますか。

3点目、認知症対策の国家戦略の新オレンジプラン7つの柱の取り組み状況を伺います。

4点目に、認知症予防の実施状況はどうなっていますか。

5点目に、認知症予防方法の周知はされていますか。

6点目に、市内における自治会館やコミセンなどを利用した運動・体操・脳トレーニングの実施状況はどうなっていますかを質問いたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、津村議員の認知症対策について、6点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の認知症初期集中支援チームの取り組み状況についてでございます。

認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、認知症患者医療センターの認知症専門医及び市内の認知症サポート医などによって構成されております。認知症が疑われる方で専門医療や必要な介護サービスにつながっていない方へ、訪問によって状況を把握し、チーム員の会議で支援方針などを決定し、本人や家族への適切なアドバイスや専門医への受診勧奨などを実施しております。初回の訪問後、医療や介護サービスの利用などが安定するまで半年程度、チームによる支援を継続しております。

2点目の認知症サポーター、キャラバン・メイトの取り組み状況についてでございます。

本市では、認知症キャラバン・メイトは64名の登録があり、ボランティアで認知症サポーター養成講座の運営、講師役として御活躍をいただいております。認知症サポーター養成講座は、認知症のことを正しく理解し、認知症本人や家族を温かく見守り、支援する人を養成するもので、市内各所で出前講座を開催しております。年間15回程度開催し、450人前後の方の受講がございます。

3点目の認知症対策の国家戦略、新オレンジプラン7つの柱の取り組み状況についてでございます。

新オレンジプランに沿って実施しております本市の認知症施策についてお答えをいたします。

まず、1つ目の柱の認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進につきましては、やすまる広場など、イベント会場での啓発活動や、自治会、小中学校、一般企業などを対象としました認知症サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイト養成講座、月1回のキャラバン・メイト連絡会議などを実施しまして、認知症はみんなにとって身近な病気であることの啓発に努めておるところでございます。

2つ目の認知症の容態に応じた適時、適切な医療、介護などの提供につきましては、認知症の早期発見、早期対応のために、もの忘れ相談や認知症初期集中支援事業を実施しております。地域医療あり方検討会在宅ケア部会におきまして、認知症対策の体制整備や評価について検討しております。また、認知症発症予防の理解を目的としました老人クラブなどへの出前講座も実施をしております。認知症ケアパスの普及、啓発にも努めておるところでございます。

3つ目の若年性認知症施策といたしましては、若年性認知症の方への個別支援を行っておるところでございます。

4つ目の認知症の人の介護者への支援としましては、介護者家族のリフレッシュ及び介護者同士の交流を図る事業を年3回程度実施しております。また、介護者の相談、交流の場となる認知症カフェを月1回開催をしております。簡易携帯発信器の貸与を行う徘徊高齢者家族サービス事業にも取り組んでおるところでございます。

5つ目の認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進につきましては、生活支援体制整備事業による支え合いの仕組みづくり、サロン・いきいき百歳体操などの通いの場づくりを進めております。

6つ目の柱の認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護などの研究開発の推進につきましては市独自で実施できるものではございませんが、国において認知症の病態等の解明を進める取り組みでありますとか、ICT技術を活用した機器の開発などが行われております。

これらの対策の実施に当たりましては、7つ目の柱である認知症の人やその家族の視点を重視して取り組んでおるところでございます。

4点目の認知症予防の実施状況、5点目の認知症予防方法の周知、そして6点目の市内

における自治会館やコミセンなどを利用した運動体操、脳トレーニングの実施状況につきましては、ちょっと関連ございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

認知症は、認知機能が加齢とともに徐々に低下して生じるものでございます。認知症ではございませんが、軽度な認知機能の低下を有する状態を軽度認知障害といたしまして、この時期に認知機能の低下予防の生活習慣を実践することで、認知機能が低下することをおくらせることや正常な状態に回復できると言われております。特に、運動の実施は、認知機能を向上させるために有効であることが多くの研究により明らかとなっておりますが、運動と認知トレーニングを組み合わせることで、軽度認知障害の状態から記憶力を向上できることがわかってきております。

本市では、身近な地域における継続的な運動の取り組みとして、いきいき百歳体操やたちばな健康体操の取り組みを推進しております。いきいき百歳体操につきましては、平成29年11月末現在で市内36団体が自治会館などで継続的に取り組んでおられます。たちばな体操につきましては22団体が取り組んでおられます。

また、高齢者が自分の体力や脳の働きに合った運動を行うための参考となる高齢者体力測定会を実施しております。体力測定会では、記憶力や注意力など、認知機能の測定もございまして、認知機能についての関心を高め、相談機関の情報提供を行う機会となっております。このようないきいき百歳体操グループ活動につきましては、民生委員の皆さんの研修会などを通じて周知に努めております。

今後も、あらゆる機会を通じて認知症予防に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 認知症への対応に当たってはということで、厚生労働省からこのように書かれております。常に一歩先んじて何らかの手を打つという意識を社会全体で共有していかなければならない。認知症高齢者等に優しい地域は、決して認知症の人だけに優しい地域ではない。コミュニティーのつながりこそがその基盤であり、認知症高齢者に優しい地域づくりを通じて地域を再生するという視点が重要になってくると思います。

いまや認知症への対応は世界共通の課題であります。私は全自治会の自治会館等を通じて、できる限り利用頻度を上げていただいて、できることでしたら子供や小学生、中学生、また高校生、自治会館を開放して、また高齢者の方が自由に、難しい面はありますけども、

かかわれるような、そういう地域づくりを市としても自治会へ啓発していくような、そういうことは今後考えられますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 先ほども御答弁させていただきました地域づくりに向けまして、今、事業としてやっております生活支援体制整備事業を推進しておりますところでございます。この事業等を通じてそのような何らか地域に向けての発信等ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 私はサポーターの講座も受けて、キャラバン・メイトも資格というか、キャラバン・メイトとしても、今現役として介護士として働かせていただいております。本当に、もう質問ではありませんけども、認知症になってからは、遺言といいますか、こうしてほしいということはもう意思表示ができない状態の方がたくさんいらっしゃいます。なる前にやはり私の終末というか、最期は、認知症になったらこうしてほしいということを表示できるような、そういう仕組みも考えていかなければならない時代だなというふうに思います。またこれから野洲市としても、私もできる限り高齢者の方とかかわりながら、どうしたらその人にとって一番よいかを考えながら、皆さんと一緒にまた考えていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 答えよろしいですね。

○7番（津村俊二君） はい。

○議長（矢野隆行君） それでは、次に通告第7号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、住民投票と病院事業についてを質問いたします。

10月22日投票の市議選では、病院の建設問題が争点ともなりました。また、今回、11月26日投票で行われました野洲駅前南口に市民病院を整備することについての住民投票でも、投票率48.52%と、高い関心が示されたと思います。しかし、不成立となり、市民の意向を見ることはできませんでした。

そもそも今回の住民投票は、10月の市議選直前に駅前に病院建設をすることに反対する議員による発議がされ、可決したことによる投票で、市民からの発議ではありませんで

した。その当時の議会で、市議選で民意も明らかになるのだから、次期議会に委ねるべきと反対をいたしました。しかし、賛成討論では、市民の民意を聞く必要があると言われてました。しかし、病院は必要だが、駅前はだめと言われても、その先の対案はばらばらで、まとまったものではありませんでした。2年前には、医師会などが約9,000名の署名、そして女性の会が5,000名余りの署名が寄せられ、多くの市民は早期の病院建設を願っておられました。この1年余り、市民と議会がねじれている状況となりました。

今回の住民投票の選挙に当たり、駅前に病院建設は必要という声をたくさんお聞きいたしました。「新病院は必要です。なぜ反対されるのかわからない」また、「車に乗れないため、便利な駅前にぜひ建設してほしい」とか、「病弱の子供がおり、一番便利なところに病院の建設には賛成」とか、「済生会までタクシーで行くと往復5,000円かかる。成人病センターでも3,000円かかる。駅前に早期に病院建設を」などなど、本当に多くの声を聞きました。

このような状況の結果を受けて、駅前に市民病院の建設、急ピッチで進めていただきたいと思いますが、現在のスケジュールを早めることはできないのか、お尋ねをいたします。

また、今回の住民投票についての市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の住民投票と病院の事業についての御質問にお答えをいたします。

まずは、病院整備のスケジュールを早められないかという御質問ですが、まだ予算が通っていませんので、早めるにしても現時点ではさっきの御質問のお答えと一緒に、早める以前の問題の状況ではあると思うんですが、今回改めて予算を提案させてもらっていますので、それが可決されるとして、ことしの3月から9カ月おくれていますし、御承知のように、基本設計のときにも同じように3月がおくれて、同じぐらいの月日がたっていて、ほぼ1年半想定よりおくれています。

特に、病院整備、中でも病院の施設の整備に関しましては、通常の建築物とは異なりまして、特殊で大規模であるとともに本当に複雑な工事です。特に病室にさまざまな電気とか気体とか、管が通ります。そういったことからして、通常の建築と比べると本当に複雑でありますので、現時点では設計、これからまだ設計に要しますし、あと施工等々を考えますと、今お示ししている日程というか、最終の開院時期はまだお示しをしていませんので、恐らく平成32年の秋は無理ですから、平成33年の春ぐらいになりそうで、また

これは改めて、今議会の冒頭に申しあげましたように、条例で開院時期を審議していただきますけども、恐らくは33年の春になるのもぎりぎりかなというふうに思っています。

心は急ぎたい。もう現に、今、野洲病院での市民の中核的医療の提供というのはもう限界に来ているというか、限界を超えていますので、急ぎたい、あるいは一刻も早くしたいという思いは議員と同じですが、今申しあげたようなことで、スケジュールを早めるというのは困難であるというふうに考えております。

それと、今回の住民投票についての所見といいますか、考え方ですが、事実といたしまして、今回の住民投票は、今、議員も御指摘のように、議員の発議により請求され、そして市が実施をいたしました。投票率が48.52%という結果で、投票資格者数の2分の1に満たず不成立となりました。結果が出ていれば、市及び議会は結果を尊重することになりますが、不成立となりましたので、手続上は結果が出ていないということは何もなかったということになりまして、先ほど部長がお答えしましたように、これまでの住民との懇談、協議、そして議会審議という手続の延長で進めていくということになります。

住民投票に当たりましては、選挙管理委員会を初め、本当に多くの方の協力とか労を提供いただきましたし、市民の方あるいはここにおられる議員の方、また退任された議員も含めて、朝夕あるいは休日等々、さまざまな活動をしていただきましたし、市民の貴重な財源も使いました。その上で結果が出なかったのは本当に残念なことだというふうに考えております。

以上が想定していたお答えなんですけど、きょうのやりとりを見ていまして気になったことがあります。今も野並議員がおっしゃいましたように、病院の問題ならず、まちづくりのことを決めていただけるのは議会しかありません。市民の皆さんも私も決定権は一切ありません。きょうの発言でも、まだ市民の方の思いがわからないのでということをおっしゃいましたけども、じゃあそれだったらもう議員さんはどういう形で日常的に市民の思いとか市民のニーズを把握されるのか。じゃあ、もう全て住民投票で決めてしまうんかということになってしまいますので、まさにそこが気になったことが1つであります。むしろ提案された方が、これは私も記者会見で申しあげましたように、私に求められるんじゃないし、やはり議会なり議員の皆さんがどう評価されるかというのを、私もそうですし、市民の皆さんもお聞きになりたいんじゃないかなというふうに思います。

それと、病院問題ならず、私の場合は市政のいろんなことは全て、情報とかデータとか、そして市民との話し合いの結果なんかもお示しして、個々の議員の皆さん方に責任を持っ

て判断いただいているというふうに思っています。

大政翼賛的とおっしゃいましたが、大政翼賛という七十数年前の言葉がこの議場で先ほど発せられて唾然としていたんですが、全くそんなことはないと思っています。10月の選挙が終わった後、新聞の紙面を見ていましたら、ある市では市長派の議員がふえたと書いてありました。でも、野洲市はそう書いていなくて、病院賛成派が多かったと。これはまさに政策で判断していただいているわけであって、市長がいいから賛成していただいているというふうには私は思っていませんし、全く私もそれを求めてもいません。むしろ反対のほうが大政翼賛型で、少数で頑張っておられるんかというふうに印象を持ちました。

今議会におきましても、私ども全てのデータとか議論をお示しいたしますので、それを踏まえて御審議いただいて、最終的な解決、議決を賜りますことをお願いいたしまして、私からの答弁といたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員、一問一答でお願いいたします。一問一答ですよ。

○14番（野並享子君） 一問一答です。

スケジュールを早めることはできないという、ぎりぎりだということをおっしゃりましたが、これ6月22日に病院の整備特別委員会が出した資料の後ろに国土交通省のモデル事業、多様な入札モデル事業支援結果というのがあるんですけども、ここで設計・施工分離方式で実施設計を行って、期間が8カ月余りという、最後に工程表なんかも出されていますので、それも見てみますと、ここで書かれているのが、まだこの日程、このときで平成32年10月に開院をしたいということについてはやや余裕があるということが書かれています。そこからちょっとおくらせていますので、半年ぐらいおくらせているということはあるかと思うんですけども、けども、このときにまだ余裕があるということが言われているので、早められるのではないかなというふうに思うんですけども、ここら辺あたりは大分変わっているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは工程だけを見てまして、例えば、これ全て議決がそれぞれ要ると思います、契約案件で。ですから、実施設計、そして施工に関してはもう当然議決案件になりますから。そういうような手続等々を踏んでいくと、現時点では、読んでいくと33年にならざるを得ないというふうに思います。単純なそれぞれの作業の日程だけを足していけばそういうふうに見えますけども、自治体の今言いましたような議会手続等々も入っていませんので、期待いただくのはありがたいんですが、いいかげんなこと言

えませんので、難しいと思っています。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） この住民投票が終わりまして、いろんな市民の方々から、もうどうなのやということで、33年の春には開設と言われていましてと言うと、ええっ、まだ4年、わし、生きているやろうかと言うて、病院が建つかわしが死ぬか、どっちが早いやろうというふうなことを、本当にそういう声を聞くと、ちょっとでも早く本当に建設してほしいなという思いがありますので、ちょっとスケジュールが早められないかなという質問をさせていただきました。

住民投票についてですけれども、開票がされなかったということは本当に残念やと思います。2万人余りの方が投票に行かれたということは、私は本当に高い関心があったというふうに思います。だって、この住民投票、6月の議会で市長が提案した予算を通しておけば、8月26日にはもう投票が行われていたのですからね。それに附帯決議をつけて住民投票そのものをねじ曲げてしまうような状況でありました。私は本当にこの附帯決議をつけた反対派の議員の方々が、本当に市民の意思を聞こうという立場やったんやろうかなというふうな思いもするんです。

全国的に注目された住民投票で、毎日放送、テレビでも取材に来られて放映がされたぐらい、BBCだけでなく、本当に全国ネットでこの野洲の住民投票というのが報道をされた中で不成立に終わったというのは、本当に返す返すも残念だったなというふうに思います。2年前には、本当に野洲で始まって以来の住民運動が起こりました。医師会や社会福祉協議会や老人会やら、もうありとあらゆる方々が請願を出されたり、要望を出されたりとかということで、本当に早期に病院を建設してほしいという、ああいう運動が行われて現在のここまできになっているというふうに思いますので、住民投票が不成立であったということは、私たちも一生懸命投票に行ってくれということで声もかけましたし、それこそ宣伝カーも走らせましたし、いろんな形でアピールもし、投票に行っという声をかけたんですけども、本当にもうちょっと、600人余りの方が行っくださったら結果が明らかになったのではないかという思いはいたしております。

けど、とりあえず本当に一刻も早く進めてほしいという思いを私たち聞いておりますので、ぜひ、ぜひ本当に着実に進められるように、これからまだまだ契約とか入札とか、よそでも不成立で何回も何回もやっているとかというふうなことも起こっていますので、いろんなアクシデントもあるかと思うんですけども、ぜひ着実に進めていっていただきたい

というふうに思います。よろしく申し上げます。

(「22日過ぎないとわからないです」の声あり)

○14番(野並享子君) はい。頑張ってアピールしますので。

○議長(矢野隆行君) 答えはいいですね。

○14番(野並享子君) はい。

次に、大企業優遇の外国税額控除と輸出戻し税についてを質問したいと思います。

海外に工場などがあり、そこで支払った税金に対して外国税額控除という制度があります。外国で支払った税金を二重課税になるといって、国税だけでなく、法人市民税にまで控除が及ぶことになり数年たちました。法人税収が大きく減収した年もありますが、外国税額控除が作用して収入が落ちているのかどうか、それを明らかにされたいと思います。

○議長(矢野隆行君) 総務部長。

○総務部長(上田裕晶君) 野並議員の御質問にお答えいたします。

まず、大企業優遇の外税控除ということですが、大企業に限らず、全ての企業さんで外国税額控除が発生した場合は、その名のとおり税額控除でありまして、納税額から差し引くという制度でございますので、当然のことながらその分の税収は減額となります。ですので、税収減に作用している要因ということとは言えるのではないかと思います。というか、要因に作用していると思います。

ただし、その税収が減収となる原因はほかにもいっぱいございまして、景気でございますとか、その法人さんの業績そのものでありますとか、あるいは大きな設備投資をされたとか、そのようなことが複合的に働いてございますので、外税控除だけが収入減の要因となるというもんでもないと思われますので、回答いたします。

○議長(矢野隆行君) 野並享子議員。

○14番(野並享子君) この外国税額控除というのが1年目で控除し切れない場合は2年目、3年目に引き継いでいくという、本当に1回がっとならば、後々法人市民税まで引き継いでいくというのは、私はこれは本当にちょっと地方自治体にとったら過酷な話やと思うんです。国税だけで済むんやったら地方自治体は関係ないんですけど、けども、そういうところがありますので、ちょっと野洲の現状をつくってみました。

映してもらえませんか。こっち向けですか。もうちょっとピント合わせてください。

平成19年から、全然ピント合っていない。平成19年から28年度までの税金のうち、グラフなんです。下、ここの部分が法人税なんです。法人税がもうがばっとここの時

点で落ちていますよね。27年度で上がったんですけど、28年度でまた落ちているんです。これ、28年度で落ちたんが景気で落ちたとか設備投資で落ちたとかというんやったら余り思わないんですけども、これが外国税額控除で落ちたとなると、あとまだ3年引っ張ることになるので、そういう心配があるなと思って、ちょっとその中身を明らかにしてほしいなというふうに思ったんです。

こんだけ法人税が動きますと、一番上が、安定しているのが固定資産税です。一番上が固定資産税。その次が市民税です。固定資産税と市民税はそんなに変わらない。法人税だけがこんなにアップダウンするという。法人税のアップダウンと同じように1年間の税の部分、同じカーブをとっています。ですから、野洲の全体の税収がアップダウンしていくというのは、本当に法人税のここが大きいなというふうに思いますので、固定資産税とか市民税やはそんなにアップダウンしませんから。ですから、そういう意味ではこの外国税額控除を法人市民税まで拡大さすなということを地方自治体のほうからやっぱり声を上げていかんとあかんのと違うかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 税収をめぐる御指摘はそのとおりだと思います。ただ、制度のことでございますので、当然私ども野洲市みたいな法人税の占める割合がある程度のところは、当然その法人税も、先ほど申しましたように、外税控除だけがその法人税のプラスマイナスに働くわけではなくて、業績に応じたものとなっている以上、プラスのときもあればマイナスのときもあるというのは、これはもういたし方ないところで、外税控除だけを仮にやめたところで、業績に左右されるという税であることには変わりはありませんので、これはそのようなものやとするしかないと思われまますね。

ちなみに、外税控除は現年に作用している部分なんですけど、いっぱいありますので、全ての年度については言えませんが、例えば平成27年度は21億5,000万ですね、収入済額が。それに対して外税控除額が8,500万。そして、28年になると税収は落ち込んで7億1,000万になりました。外税控除がふえているかということ、ふえてはおりますが、1億300万ということで、現年の動きとは直接連動は、法人税収全体で見ればそんなにこれで大きく変わるということじゃないです。ただ、過年度分まで影響しますので、次の年には予算を講じて支出として税金相当分を返すんですけども、これは税収とはまた一旦切れておりますので、そういう認識でおります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 外国に工場を持っている、そういう企業の大手、どんというんではなくて、国内で企業が展開をしている、流通とかサービスとか、そういった企業をもっと誘致をしていって安定的な税収を確保できるというふうな、そんな対策とか展開とかは考えておられるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 済みません、私のパートではない部分なんでちょっと答えにくいんですけど、当然優良企業さんに来ていただいて、安定的に税収をふやしていくというのはそれぞれ考えていることでございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 突然言って済みませんね。けど、本当に地方にまでこういった税金を返していかならんというのが及ぶというのは前はなかったのですね。これが導入されたときはなかったんですよ。途中から地方自治体のほうの法人市民税にまで拡大されたというのか、そういう状況になりましたので、やはりちょっと声も上げていただきたいというふうに思います。

次に、輸出戻し税なんですけども、外国に輸出している企業は消費税が転嫁できないために、輸出する場合は消費税を還付するということになっております。しかし、下請単価の引き下げなどが行われて、下請企業から消費税、製品に8%、全額消費税というのがかけられていないというのが現実で、もうけに食い込んでいるという状況ではないかと思えます。輸出企業は消費税をきちっと8%還付してもらっているというような状況で、トヨタの管轄の税務署では、管内で集めた税金、もうサラリーマンの税金からいろんな方の税金を全部トヨタに還付して赤字の税務署になっているという、そういうような状況になっていまして、この還付された税金が内部留保となってふえ続けているというのが現実であります。

経団連は、再来年10月から消費税を10%にすることを政府に強く申し入れておられまして、この消費税が上がったら、さらに還付される税金がふえるという、8%が10%になれば1割返ってくるという、こういうふうな仕組みに対してどういう見解を持っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 済みません、ここは市民税の話ならお受けいたしますけれど

も、国税の消費税に附随する話でございますので、私が意見を申し述べるものではないと思われまので、お答えいたしません。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） まあね、そう言われるかとは思いましたが。けど、そういう状況になっているということで、今、税金の割合が、消費税の割合がすごく、どっち見せたほうがわかるかな、こんなちっちゃいの見せたって見えへんな。もうちょっと、もう全然どこになってんのか、ぐちゃぐちゃ。

上のほうだけ、ここら辺だけをアップしてもらえればと思います。もうちょっとピント合いませんか。

国税の部分なんですけども、これが全体の国税なんです。そのうちこんだけが所得税。法人税、消費税という形で、消費税の割合が、すごくパーセントが高くなっているんです。昔はそんだけ高くはありませんでした。3%になった、5%ぐらい。それが8%とかという形で、これ10%になったらもっと消費税の割合がふえてくるというところで、もう生活保護の方からも1割の税金をとっていくということになりますので、こういうふうな状況になっていて、輸出企業に対しては戻し税という形で、こういう矛盾した、本当にみんなからわっと集めてきた部分が輸出業者には潤うという状況になっていまして、ここら辺のあたりが本当にもうちょっと税制を変えない限り本当に大変な、最大の不公平税制ですので、消費税というのは。空気以外全部税金がかかるという、そういう税金ですので、やはりここら辺は税制そのものを変えていくということ、これは国政の問題でありますけども、地方からもやっぱり発信をしていかなあかんというふうに思っておりますので、みんな払うのは、全国民が10%の消費税を払わんならんようになるというのは、これはもう本当にやめささなあかんという思いでこの質問をしておりますので、認識だけしていただければと思います。消費税の10%増税ストップをということで、この質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） ここで休憩入ります。よろしいか、次。

○14番（野並享子君） 休憩ですか、はい。

○議長（矢野隆行君） じゃあ、暫時休憩いたします。

（午後2時54分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど稲垣議員の一般質問の中で、政策調整部長からの反問に対する稲垣議員の回答に対しまして、十分でないという趣旨の私の述べたことに対しまして、ちょっと削除をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、野並享子議員。どうぞ。

○14番（野並享子君） 次に、買い物弱者の対策についてを質問いたします。

祇王・篠原・三上学区には、生鮮食料品を扱う店がない状況であります。また、各集落を移動車で回ってくれる業者も廃業されて、集落に1つあった商店もなくなり、買い物難民が発生するようになり、多くの市民から何とかしてほしいという声が寄せられています。

これまでから一般質問で共産党はこの問題を取り上げ、対策を求めてきました。その結果、アルプラザ野洲店では買い物したものを自宅に運んでくれるようになり喜ばれています。しかし、バス停まで歩けない高齢者にとっては、スーパーに行けない状況であります。

また、全国的にも滋賀県内でも、このような買い物難民と言われる方に対して、滋賀県では米原市では地元の商店が高齢者のたまり場に持ち込んで販売をされています。そのところに補助金も出されています。また、セブンイレブンが県内では東近江と愛荘町でセブン安心お届け便というのを2012年から行われています。野洲市内でも対策が必要と考えますが、検討されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、野並議員の買い物弱者の対策についての検討はしているのかと、そういった御質問についてお答えいたします。

買い物弱者の対策のみに焦点を当てたものではありませんけれども、随分前から事業として取り組んでいるということもありますので、それらの動きを紹介させていただくことで御回答したいと思います。

まず、買い物対策の方法として把握したいんですけども、1つには店舗の開設。そして、2つには家から出やすくするという。そして、3つに家にお届けする。そして、4つに移動販売。こういった4つの類型で把握するのがわかりやすい、そのように思っております。

この4つの類型に依拠して現在の動きを言いますと、1つは、すまいる市の移動販売でございます。近江富士会館で第2、第4木曜日、その他健康福祉センター、市役所など、定期的実施されております。これは平成17年から移動販売としてスタートされて、現在の形態に至っているというものでございます。今年度、三上学区の行政懇談会で当事業

を余り知られていなかったということもありますので、今後、広報でお知らせもしていきたいと、そういうふうに思っております。

2つは、祇王方面についてでございますけども、これはおうみんち野洲店の開設構想があります。JAおうみ富士でございますけども、平成26年の計画でございます、現在検討中ということでございます。

3つは、交通です。コミュニティバスの導入ということでございますけども、先ほど工藤議員の御質問に市民部長がお答えしましたように、導入以来、より効果的、また効率的という運営形態に転換しながら進めていくというところでございます。

4つは、民間事業者による宅配サービス。野並議員が言われますように、平和堂は平和堂ホーム・サポートサービスとして平成22年から始められまして、本市では24年に開始されています。また、セブンイレブンでは本市の中では6店舗が宅配を展開されているということ把握しております。

以上のように、市場というメカニズムあるいは準市場的なメカニズムの中で各類型において一定の取り組みがあるわけですが、今後もその動向を注視、検証し、またまちづくり全体のことでありますので、総合的な視点、そこからのアプローチというものを含めて研究、検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） これでは篠原、祇王、三上、私、言ったところが網羅されていない状況ですね。保健センターは祇王、その場所ですけども、もうちょっと北側のほう側、生協もなくなった、民間のお店屋さんも店を閉まわれたということで、本当に本当はないんですよ。もうあの交差点のところのセブンイレブンのコンビニ、あれだけしかないというような状況で、もう皆さんスーパー持ってきてほしいと言うてはるこのおうみんち野洲の開設という、これはどこの場所に、今の空白地域になっているところにつくってくださるのでしょうか。その質問をまずしたいと思います。

それと、届けていってもらおうということになります。セブンイレブンでも7店舗とおっしゃいましたが、祇王学区ではあそこに1カ所だけですからね。あるところにはもういっぱい周りがあるんですけども、ないところは本当に、そこにも行くには大変という状況になっていますので、この米原のことを紹介を今私したように、商工会がされていたのがもう事業をやめられて、その車を業者に渡して、その業者が冷蔵庫のついた車ですね、

それを持って高齢者のいろんな形で、自治会やらで集まってはるとか保健センターでやってはるとか、いろんな形で各自治会で集まってはるようなところに持ち込んで販売をされている。各自治会のそういうのを利用するということに対して補助金も出していくとかという形でされているという、こういうのやったらまだ歩いていけるなというふうな思いをしたんですけども、まず最初にその車を与えるというのか、その資金が必要やと思うんです。米原ではそこがあったからその車を借りてというのか、という形ですから、そしてたらその車がだめになったとき、米原市として手当されるんですかといってお尋ねしたら、いや、商工会の行事でしたから商工会がという形でちょっと濁しておられたんですけども、野洲でもそういうお商売されている方がまだ市内の中には残っていると思うので、祇王やら篠原やら、もうありませんから。けども、そうやって車を貸してもらえたら回ろうかという人もいはんの違うかなというふうなね。その人件費というのか、ガソリン代とか、そういうようなもんもあるかと思うんですけども、何かできるのと違うかな、そういうことをどこが投げかけていくかというたら、商工会が投げかけてくれはってもいいんやけども、そういうことができてへんのやったら行政も呼び水をしていくとかというふうな形でもできないかなというふうな思いをするので、ちょっと米原市のことを出させていただきます。

今言われている循環バスもきめ細かく走ってもらおうということをするれば、そこまで行けると思いますが、そうするともうちょっと中に入ってきてもらわないと、体育館の横の団地の方はバス停までがかなり遠い、奥のほうに住んでおられる方は遠いという、どことも同じやと思うんです。大体在所の真ん中ぐらまでバスが来てくれはると平等になるんですけども、在所の端っぼのほうにバス停があると、もうそこまで歩いていかならんというふうなね。大畑とか七間場のところもそうですわ、あの県道沿いをずっと走っていますからね。そうすると、団地の中の奥のほうにいはると、そのバス停まで来るのが大変というところで、いろんな形で、ちょっと全体的に見渡してもらおうようなことも考えてほしいなというふうに思うんですけども、御答弁お願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ちょっといろいろあるんで、私なりにまとめさせていただきます。

まず、おうみんな野洲の場所ということでございますが、まだ現在検討中ということを行いました。要は、持ってきてくれはる人等の把握というところも含めてアンケート調査

等をしておられるという現段階でございます。

そして、三上、祇王、篠原が回答の中にないというようなことを言われたんですけども、僕はむしろそのつもりで、三上方面は近江富士のいわゆる出張販売、あるいは祇王・篠原方面に今のおうみんち、これは開店もしていませんので実態はありませんけれども、そういったこと。そして、セブンイレブンの6店舗の中には、三上で言うたら妙光寺店、そして冨波、南桜店ありますね、3店舗ほどあると思います。

あとは、米原のことですね。米原のところへ出張販売だと思います。それ今言いましたように、野洲のほうでも高齢者サロンに対して補助も出して、健康福祉部のほうでもやっておられる。そういったところに出張販売も可能やというふうに思っております。

そして、あと商工会の関係ですけども、商工会は前々からこの情報提供をしています。実際、この10年ぐらいで見ますと、飲食料品店だけで言いますと、ここ10年で大体50%ぐらい減っています。売り場面積はふえています。要は、大規模店化が明らかということになるわけですけども、そういったことも含めて全体としてちょっと考えていきたいというのが今の現状でございます。

ちなみに、商工会は一応検討はされているということでございます。

以上でございます。

(「それ、ちょっと訂正」の声あり)

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほど何か平和堂のアルプラザが、平成、僕、24年からと言うんですけど、平成26年でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） これからもっと高齢化が進み、免許証返上がもっとふえるということで、今でもこういう状況が見えているんですから、本当に対策、対応をしていってほしいというふうに思いますので、やっぱり考えてアイデア出して進めていくというのはやっぱり行政やと思います。一商店の人たちができる話ではないので、もう移動されている方も車がもうだめになってやめはった。もうそれだけの設備をかけるだけのものがないという、結局そうなんですよ。そういう意味においては、やはり呼び水として行政がやっていただきたいというふうに思いますので、検討の内容も早急に対策を立てていただいて実施できるように展開をしていただきたいと思います。

次、県道、市道の除草について質問いたします。

夏場になれば、県道、市道に草が生い茂り、歩道にです、歩道に草が生い茂り、通行の障害になっています。市道、県道の除草の刈り取りについては、前年の除草箇所は何カ所で、面積はどれだけで、また夏場は何日ぐらいかかったのか、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の県道、市道の除草についての1点目でございます。市道の前年の除草箇所と面積、作業日数の前年度における除草作業についてお答えをいたします。

市道の除草作業は、主にシルバー人材センター、地元自治会及び業者への委託、市職員による除草作業となっております。

昨年度、シルバー人材センターの委託箇所は29路線、面積は4万3,840平方メートル。6月から9月の夏期作業日は46日間で行いました。

自治会及び農業生産組合への委託箇所は3カ所で、面積は8,307平方メートル。夏期作業日は4日間で行いました。

業者への委託箇所は、市道野洲川左岸線1カ所、面積は3,030平方メートル。夏期作業日は14日間となっております。

市職員による除草作業につきましては、自治会要望や委託箇所以外の市道全般を主に2名の作業員により、雨天時や緊急作業を除きまして、夏場の作業としてほぼ毎日行っていました。

県道につきましては、14路線を業務委託により実施をされておりまして、除草面積は8万4,916平方メートルで、作業日は80日間行われたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） ことしも同じところの苦情が来たのではないかと思いますけれども、どうだったんでしょうか。何月ぐらいに集中してどうやったのか、お尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の2点目の苦情の状況と、何月に集中しているのかということについてお答えをさせていただきます。

除草に関しての苦情につきましては、ことしも県道や市道の交差点や、路肩から草が道路にはみ出し、通行上支障があるなどの御意見を多く頂戴いたしました。草の成長が著し

い6月の梅雨時期に始まりまして、9月下旬にかけて集中している状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 6月から9月の下旬、6月ぐらいでもう既に歩道などに生い茂っているという状況の苦情ですよね。先ほどお聞きしたシルバーやら46日間、業者やらという、ここはいつからそしたら除草作業に入っているのでしょうか。全体的な除草作業の費用は一体幾らかかっているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、野並議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターに除草委託をさせていただいていますが、作業期間について6月からということでお答えをさせていただきました。苦情につきましても6月から苦情が入っているというようなことではございますが、どうしても委託をしている以上、スケジュールを組んでその対象路線を除草していただいているということで、全てを一度に刈り取るということは非常に困難であるかなど、このように考えますので、どうしてもタイミングがずれた場合、お気づきになった市民の方々から連絡をいただいているというような状況になっているかと、このように判断をしております。

それと、2点目でございますが、除草に対する予算的な部分でお答えをさせていただきたいと思いますが、平成28年度の除草に係る契約額の全体につきましては約425万円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 以前、除草は年に3回ぐらいあったのが2回になったというのを聞いたんですけども、28年度425万というのは4月から9月までの契約の、要は夏場1回という状況なんですか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） この契約につきましては、年間を通じた契約額で今お答えをさせていただきました。年間を通して契約に対する契約額ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 苦情が来て、6月ぐらいから苦情が来て、9月までほっとくということになるわけですよ、今話聞いていると。6月から9月。それは物すごく市民の皆さん、いつまで、何回言うても刈りに来てくれはらへんという声を聞きますので、そこまで、歩道にもう邪魔するまで伸ばすんと違って、そしたら5月ぐらいからでも伸びないように刈ってしまうという、それをやらないと。

○議長（矢野隆行君） 野並議員、時間が来てしまいました。

○14番（野並享子君） あかんの違いますか。

以上です。教えてください。

○議長（矢野隆行君） 最後、その答えだけでよろしいか。

○14番（野並享子君） うん、そう。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいま野並議員からお叱りも込めて貴重な御意見を頂戴いたしました。都市建設部といたしましては、どうしても刈るタイミングというのを見はからった上で除草のほうを計画を立てて実施をしているところでございますので、余り5月早々に草刈りをしますと、また徐々に伸びてきますので、できるだけ一番いいタイミングで草刈りのほうをさせていただいているという状況です。

それと、道路河川課のほうで月2回の道路パトロールを実施しているところでございまして、特にこのパトロールにおいては、路面の状況や排水施設の状況を中心に確認をしているわけでございますけれども、当然草の繁茂により通行に支障を来しているなど、そのような箇所があれば持ち帰ってスケジュールを立てた上で早急な対応をしているところでございます。ただ、市内一円の管理を行っている中で、どうしても市民の方々から通報をいただき対応をしているという状況もございまして、今申し上げたように、このようにできる限りの対応をさせていただいているところでございまして、どうぞ御理解のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○14番（野並享子君） 理解はできませんわ。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第8号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 15番、東郷正明です。

きょうは8月議会に続き、今回も国保についての質問をします。

国保の都道府県化の行われる来年4月まで半年を切りました。しかしながら、この都道府県化の動きに今前のめりになっているのは、滋賀を含め、大阪、奈良、広島であると言われますが、国民健康保険は健康と命を守る社会保障制度としての国保を堅持するために、保険料の統一化を県に撤回を求めるべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、東郷議員の、国保の広域化は目前でございますけれども、これを前にいたしまして、国保の保険料の統一化を県に撤回を求めるべきとの御意見につきまして、見解をお答えいたします。

本県の国民健康保険運営方針、この基本理念でございますが、持続可能な国民健康保険の運営を掲げているところでございます。その基本理念を実現するための方向性といたしまして、保険料負担、それと給付の公平化、あわせて保健事業の推進と医療費の適正化、それと国保財政の健全化、これら3点を重点を置いて制度の安定化、持続可能な仕組みづくりを目指しておるものでございます。この方向性につきましては、これまで県と市町が合意の上、関係者が一体となって現在取り組みを進めていこうとするものでございます。

こうした方向性のもと、保険料水準の統一を実現していくためには、市町がこれまでの長い歴史の中でさまざまな事情を考慮して保険料あるいは保険税を設定してきた経緯がございますほか、財政負担のあり方について、県民の理解、関係者間での丁寧な議論や十分な準備期間が必要となるということでございます。これ、県民ということですけど、もちろん市については市民ということでございます。こうしたことから、広域化後、平成35年度までの6年間でございますが、いわゆる調整期間が設けられているところでございます。

また、国のガイドラインでは、負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一を図ることとされております。特に本県は、市町間の医療費水準の差が全国でもトップレベルで小さく、これは前回もお答えさせていただいたとおり1.2倍というようなことでございます。保険料または保険税を平準化しやすい状況にあるということでございます。こうしたことから、広域化後の初年度から市町ごとの医療費水準を納付金の算定に反映させないこととしているところでございます。

こうしたことに加えまして、受益と負担の観点から、基本的には財政運営は県ということになってございますので、同一保険者間で同一保険料が原則というところが基本と考え

ますことから、現時点での統一化の撤回の意思はございません。

しかしながら、保険料の統一化を進めるに当たりましては、その前提といたしまして、医療サービスの平準化、これを可能な限り図られていくべきだというふうに考えてございますし、また保険料につきましては可能な限り低い水準での実現が可能であるということを目指していきたいというふうには考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 持続可能な財政の運営から撤回はしないということですが、国保は憲法25条で規定された生存権を保障する社会保障制度での根幹を成すものであります。県が示す標準保険料は、あくまで技術的な助言であって、法的拘束力を持つものではありません。保険料算定に当たっては市町の裁量を認めるべきであって、命と暮らしを守る社会保障制度です。統一化では各市町が行っている一般会計からの法定外繰り入れを2023年度までになくすとしており、広域化すれば将来的には国保の引き上げにつながりかねないのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） ただいまの再質問にお答えをいたします。

国保については、日本の社会制度、国民皆保険制度ということでございますので、ここを基本に考えていくべきということでございます。したがって、制度については、いわゆる今の体系を基本的には遵守していくような姿勢の中で組み立てられておりますので、国保に限らず被用者保険あるいは後期高齢者の医療保険制度、全てこれ支え合いの中で進められております。その中で負担については継続していけるような仕組みを市町もとっていく、対応していくべきというふうに考えてございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 国保の継続していける状況ということですが、一般会計からの法定外、本市はやっていませんけども、ほかの市町ではそういうこともやっており、また軽減世帯に対する軽減処置もなくす方向でスケジュールが組まれています。やっぱりそういったことを考えれば、国保の保険税が本当に生活の中に大きな負担になってくると思います。この点についてはどのようにお考えですか。答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） お答えいたします。

ちょっと趣旨がわかりづらい部分ございますが、基本的には国民健康保険というのは、私ども税で徴収させていただいておりますが、目的税ということでございますので、こうした目的に立って、まず一般会計からの、いわゆる法定外の繰り、一般会計から見たら繰り出しになりますし、国民健康保険から見たら繰入金ということになるんですけども、もうこれはちょっと税の投入が基本的には間違っているというようなことをちょっと考えてございます。

軽減につきましてでございますけども、国の財政出動も含めまして、本来、もともと保険料についての負担については軽減、低所得者には負担をしやすい状況をつくる制度になってございますので、均等割とか平等割ですね、軽減制度もございますし、あわせて数年前にございました軽減措置もございますので、こういったところは国のほうも一定の配慮をされているというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に、前回質問で広域化後の保険税の改定に向けて、県からの仮係数による納付金推計額の提示が11月ごろということでしたが、提示されたのでしょうか。提示されたなら、納付金推計額から今後の国保税がどうなるのか推測されると思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、2点目の御質問でございます。仮係数による納付金推計額に基づく保険税についての御質問にお答えをいたします。

仮係数による納付金の推計額につきましては、先月でございますけども、11月28日付で通知をいただいているところでございまして、現在、この仮係数による保険税率の算定作業を進めているところでございます。

この仮係数段階での数値につきましては、これも今月12月20日でございますが、今現在、国民健康保険運営協議会を予定してございまして、この中でお示しをさせていただこうと考えてございます。また、あわせまして国保財政調整基金のあり方の方向性も含めまして、この場で御意見をいただこうということでございます。その後になります。議員の皆様にも議会全員協議会などの機会を捉えまして、この試算結果につきましてはお示しをしようと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 私のもらった県の、10月28日、私も県のほうとお話はしてきました。県の試算では、県平均で、平成28年度で1人当たりの保険料が、これ県ですよ、9万4,421円から、平成29年度の1人当たりの保険料が、試算結果、法定外繰り入れと保険料軽減後で9万5,639円で、平均で1,218円の引き上げになるだろうと。これは決定じゃないですけどね。もう野洲市では29年度は10万1,766円で640円下がるような、これいろんな精査されますからこの金額になるかどうかはわかりませんが、それでもこの10万円を超える国保税というのは、国保税の、所得からすると1割ぐらいの、10%の税なんで、やっぱり重い。そしてまた、そういったところでも、激変緩和するために広域化をしても保険税は今後も下がらないのではないのでしょうか。広域化で市民にとってのメリットは何かあるのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） ただいまの御質問でございます。まず、数的に引用いただいておりますが、こちら、今、新しい制度に向けて保険料率を滋賀県のほうから標準を定めていただいて、市町で保険料を最終的に決定しようということなんですが、各段階段階におきまして前提条件が異なっております。だんだん精度を上げていって、最終的に本算定に示された数字をもとに決定していくという流れになるわけでございますけども、今おっしゃっていただいている数字というのはこの仮係数前の数字でございますが、これも今現在仮係数を、先ほど11月28日にお示しをいただいたということですが、内容がもう大きく変わっております。例えばその対象としている保険給付費の対象年度の捉え方とか、そういうところもこの段階で違います。だから、この個々個々の時点につきまして、まずそこに評価するというところはちょっと余り好ましいことではないということではちょっと考えてございます。

それはちょっと前置きといたしまして、今回の医療制度の改正でございますけども、この本市、少なくとも1つは国民健康保険という構造の中で財政規模を大きくすることによって各保険者への負担というところを和らげていくということが大きな狙いになっておるといふふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に行きます。

安倍政権になって企業の内部留保は400兆円を超えていますが、その一方で国民の懐は大変厳しい状況になっています。年金の削減や社会保障の相次ぐ負担増で市民の生活や営業は深刻です。

こうした中、今後これ以上の保険料の負担増がもたらされることになれば、暮らしは本当に大変です。保険料の滞納も広がり、国民健康保険そのものの基盤が崩れかねません。保険税の算定に当たり、加入者の暮らしと実態をしっかりと捉えて負担増を抑える対策をとられた上で保険税の算定をすべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、ただいま負担増を抑える対策をとった保険税の算定を求めることについての御質問にお答えをいたします。

保険税の算定方法につきましては、これまでも関係法令及び市条例に基づきまして、適正に算定をしているところでございます。今後につきましても、いわゆる法定基準外による措置を講ずるなどのことは考えてございません。

なお、先ほども申し上げましたとおり、この国民健康保険税、保険料につきましては、所得の額により軽減制度もございますので、低所得者には一定の配慮がなされるということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 国保は社会保険に比べて大変高いと思います。本市での国保の滞納者の推移はどうなっているのか。これ、質問のところに入れていなかったんですけども、わかれば答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） いけます。わからへん。

通告ないんで出ないみたいですけど。

○15番（東郷正明君） また別の機会、わかれば推移をまたお願いします。

7月末で国保の加入者は1万310人で、そのうち所得が200万円以下の方が4,656人でした。この数字から見ると、半数近くの人が所得が200万円以下であることがわかります。本市における国保加入者世帯の年間の平均所得は幾らなのか、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 国保税の徴収をしておりますのは総務部ですので、私のほう

からお答えをいたします。

10月末の国保の加入世帯が6,844世帯で、平均所得は約140万円ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 済みません、国保の世帯が、世帯数ね、それちょっとわかりにくかったんで。済みません。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 世帯数が6,844。

○15番（東郷正明君） 加入者の人数わかりますか。

○総務部長（上田裕晶君） 加入者の人数は1万436人。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 年間所得が540万ぐらいで、ここから、これは賦課限度額と控除分を引かない分の金額ですよ。35万ありますね、国保。

（「平均所得、140万」の声あり）

○15番（東郷正明君） 140万、はいはい。

いずれにしても、この140万という所得で暮らしていくのは大変だと思うんです。税金って国保だけじゃなく、いろんな税金もあって、本当に市民の暮らしが大変なんで、やっぱり暮らし、高齢者もどんどんふえていって、そういう中で困っている人がいっぱいある。本市でも生活困窮者対策とか、いろんなええこともやられていますし、そういった面からも暮らしを守っていける行政の推進をよろしくお願いします。

次に、本市の国保税の軽減世帯は7月末で6,496世帯中3,097世帯でした。国保には高齢者や年金生活者を初め、非正規労働者など、低所得者が加入し、構造的な問題を抱えています。本市の国保税の軽減世帯の主な内訳はどのようになっているのか、お尋ねします。

それともう一つ、7割軽減とか5割軽減とか2割軽減の軽減数の数的にも個別に答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 御質問で、例えば年金生活者、母子・父子家庭、農業、個別経営エトセトラというような例示をしていただいているんですけど、このような形でちょ

っと統計をとることができませんので、ちょっと内訳についてはお答えができない状況です。

あと、7割、5割、2割についてはお答えいたします。

7割軽減が1,376世帯、それから5割が908世帯、2割が915世帯、合計で3,199世帯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いずれにしても、加入世帯の内訳というか、そういうのはやっぱり年金生活者が一番多いと思います。その中でも全国的でも65歳以上がもう何か四十四、五%やと聞いていますので、うちの市も同じやと思います。

平成19年から27年まで、保険税がこの間2万円ぐらい上がっています。その間、年金は下げられていってしまして、やっぱり国の国庫支出金をふやしていただいて、加入者の負担を引き下げるように国に求めるべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 今、東郷議員がおっしゃっていただいておりますとおり、国保の財政運営を楽にしていくためには公費の投入が望ましいというふうに考えますが、今回新しい制度下におきましては財政運営が県のほうに基本的には移っております。一部市町のほうでも公費を受けて運営する部分もございますけども、こういったところについてはまた県のほうとも協議しながら、必要があれば機会を捉えて要望していくということになろうかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 財政運営で大変なのはわかります。それで、国保は、今、後期高齢者で75歳になったら国保からは切り離されたり、また団塊の世代が、あと75歳になるのがもうすぐそこまで迫っていますし、そのときにもう国保加入者というのはどんと減って、ほんまに国保が、基盤が崩れかねない、なるんじゃないかと思うんですけど、その辺は担当者としてはどのようにお考えになっておられるのか、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） ただいまの再質問でございますけども、確かに全体的に、野洲市もそうでございますが、被保険者数というのは国保自体は年々減少してきているよ

うな状況が見受けられます。ただし、医療については、我が国については国民皆保険制度ということでございますので、国保のその先にある後期高齢者医療制度、全て連携をとりながらそれぞれ成り立っているというところでございます。これをもって、確かに減少の傾向はございますけども、国保自体が成り立たないというようなことはないのかな。それがために、今、今回の制度設計におきましても、大きい単位での財政規模の中で運営ができるような体制を目指しているというふうにとちょっと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に進みます。

本市では、平成26年度から新規の資格証明書の発行はしていませんけれども、それでも以前から発行している、この前聞いた数なんですけども、29世帯31人のその後の実態調査は進んでいるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 済みません、6点目になります。資格証明書交付者へのその後の実態調査の状況についての御質問ということでお答えをいたします。

まず、資格証明書につきましては、これは、今、交付者についての事務の流れみたいのところもあわせて御説明を申し上げます。

資格証明書の交付者につきましては、まずは相談をしていただくということが大切というふうを考えておきまして、資格証明書の更新時、これが3月の中旬ごろ、毎年に行っておりますが、滞納となった根本的な原因の解決を図っていこうということを目的といたしまして、これまでから市民生活相談課への相談を勧奨するというところを、両課あるいは納税の担当課のほうで申し合わせでございまして、こういった案内通知を資格証明書に添えて送付をしているところでございます。

また、日々の業務におきましても、電話や訪問等によりまして、資格証明書交付者に対しまして相談の勧奨をしております。保険年金課、先ほど申し上げました納税推進課、市民生活相談課の3課が一体となって生活状況の把握に努めているところでございます。

このほか、国保税の滞納の取り組みといたしまして、年2回、これは納税推進課からになりますけども、催告書を送付するなどの対応をしております。こうした対応によりまして、国保税の滞納分については一定分納の誓約等により納税意思の確認をさせていただいているところでございます。本年度では、これまで2世帯3人でございますけども、資

格証明書から短期証に切りかえを行ってございます。また、被用者保険への加入というところもございまして、3世帯3人が国保資格を既に喪失されたような状況でございます。こうしたことから、本年11月末時点でございますけれども、資格証明書の交付者数につきましては23世帯25人ということになってございます。

ただ、ちょっとここでおわびを申し上げなければならないんですが、8月の定例会で東郷議員のほうから同様の質問で御質問いただいた際に、29年度当初の資格証明書の交付世帯数でございますが、こちらが今回の調査によりまして誤りがあることがちょっとわかりました。その4月1日現在の資格証明書の交付世帯数でございますが、正しくは1世帯少ない28世帯ということになってございまして、被保険者数は変わりませんので、この場をかりまして訂正をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 資格証明発行は減っています。努力されているんだと思います。それでもこれまでの説明では大分長いこと郵便物が届かない人もいて、連絡がとれないなどの人もいるということなんでしたけども、そういう連絡がとれないという人は、郵便物は、これはとめ置きになっているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 済みません、こちらの内容につきましては、国民健康保険は保険給付の部分、資格証明書とか保険証の切りかえ、これは保険年金課でやってございます。あとは、保険料についての決定関係の通知等については納税推進課、これは総務部になります。こういったところでございますけれども、この内容によりまして行政が、居所が現実的に届かないと、居所不明と言われる方についても若干名いらっしゃるものが今現在わかってございます。こういった部分につきましては、基本的には公示送達ということを送達したものとみなすという形になるんですけども、ゆくゆくは、基本的にはこうした方については住民票の消除もしくは国民健康保険の被保険者の資格の消除する手続がございまして、こういったところで、これはもう十分な調査が必要になりますけれども、ところも今後進めてまいるといことになろうかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今言われたようなことを早期に進めていただきたいと思います。

次に、都道府県化で県の運営本体が県に移行することになる国保の財政調整基金は、今、本市、平成29年度末で2億9,752万7,000円見込まれていますが、1人1万円引き下げてもまだ2億近く残ると思うんです。8月でも言いましたけども、1人1万円の引き下げを再度求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） ただいまの御質問でございますが、国保税の1人1万円の引き下げについての御質問ということでございます。

本年8月の定例会におきましても、一般質問でお答えをさせていただいているとおりでございまして、考え方については現在も基本的には変わってございません。

議員の今回御提案をいただいている1人1万円の引き下げということでございますけども、これを国保財政調整基金で対応した場合ということでございますが、現在の国保被保険者数、これが約1万200人ということでございます。こうなりますと、今現在、先ほどおっしゃっていただいた3億弱の財政調整基金、国保財調でございますので、3年間で基金は枯渇するというような状況になります。

また、この結果、この3年が終わりました4年後になりますと、本来の保険税、保険給付費が上がらなかったとしても、もとに戻りますと、1人当たり逆に1万円の引き上げということで、例えば4人家族ですと4万円が引き上げというような、この時点になりますので、極端なはね返りを伴うことになりますので、余り適切な措置とはちょっと言いがたいというふうに考えてございます。

したがいまして、基金の活用につきましては各種納付金の精算、前回もお示しをさせていただいておりますが、保険税収の誤差など、基金の保有額、必要額ですね、ここを見きわめまして、また広域化後の調整期間における保険料統一に向けた動向、これにも注視しながら、負担が激変しないようにも配慮しながら、結果的に基金の目的が達せられて不要になる部分につきましては、保険税の財源として活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 1億200万ぐらいかな、1人。今後のことを考えたら残しておくべきということなんですけども、現実的に他の市町村でも引き下げられている自治体もあります。これまで高額医療とか、そういうことに必要なので、基金をためておこなあ

かんと言われていました、これまでね。ほんで、この間、10月28日ですかね、県の担当者とお話ししてましたら、高額医療とか、そういう医療費は県が持つということで、市町にそんなに財政調整基金は要らないだろうというふうに言われていました。やっぱりそういう観点から、少しでも市民の暮らしをよくしていくために、もう一回引き下げを求めます。答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 毎回乱暴に1万円下げよとおっしゃっているんですけども、一元化の本来の予定は29年度でしたけど、私、無理だと言ったら30年度になりました。そのときに1度ある程度還元したいということで制度設計したんですが、事務的にやはり金額が十分じゃないというので見送りました。そのときの想定では、町の基金がなくなるかどうかはわからなかったの、基金がなくなって、逆にプールをされるというおそれもあったので、市から県なり国に取られるんだったらということもあって還元しようと思ったんですが、市の基金も残るようになっています。

それと、制度設計は結構抜け穴がある制度設計でして、矛盾している制度設計なんです。私も料金の均一化というのは原則はやってもいいんですが、現状からしたら反対なんで県には反対と言っていますけども、日野町の町長さんは実際に賛成されているぐらいですから、もういたし方がない、大勢賛成ですから。ただ、6年間はまだ各町によって違ってきます。その間にまた考えたらいいだろうということを思っています。

それと、基金ですけれども、持ち得るようになるのと、新しい制度も結局県は責任を持つと言いつけ払いの可能性が出てきます。何か今、県のほうはいろんなことは全部県が引き受けるからと言っていますけども、実際はそういう制度設計になっていなくて、県は全体を見て、各町の状況によって納付金を割り当ててくるわけです。そしたら、総額で来たのを今度は被保険者の方々にきちっと公平に、所得とか家族とか見て料金を決めていかないといけないわけですね。あと、収納率とか、そういうことによって、これは国が言っていました、インセンティブつけると言っているんですよ。いわゆる競争をさそうとしているわけです。競争させて料金を変えようとしているんで、言っていることとやっていることが矛盾しているでしょう。統一化しながら、でもだんだん年がたってくるとインセンティブをかけるので各町に負担が変わってくるわけですよ。そうすると、やはり基金か何か持っておかなければ、何らかの事情で納付率が悪かったら敏感に上げ下げするのかというと、やはり基金があって、それを充てたほうがいいというのが1つ。

それと、今の被保険者は1万人余りですけども、均等に貢献しておられるわけではなくて、所得に応じて今の基金に貢献していただいている。それと、過去の被保険者も貢献していただいている。だから、3年間で1万円全部で分け合うというのは、これはやはり余りにも乱暴な論理なので、一方ではまだ基金の必要性も存在する。一方では、均等に1万円配りますという乱暴なやり方は、これは制度設計として好ましくないということですので、一番この微妙な時期、制度の切りかえの時期に1万円の還元ということは少し無理だというふうに考えております。

東郷議員は全面反対しておられるんですけど、これ。もうここまで来ているので、私ももともとの提案は、野洲の場合だったらしばらくは維持できるんですが、心配しておられるように、これからの高齢者、もう現にもっと小さい町では成り立たないので都道府県化しているわけですし、ここはやはりもう通り過ぎていかないと、何かの反対と一緒に、もう法律も通っている、制度設計もできているのにいつまでも反対というのではだめなので、この制度の中でぜひ前向きな議論をしていただければというふうに思っております。

お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 広域化によって収納率が悪かっても100%県に納めなあかんという、市町に結局、仕事自体は市町があって、またその後始末も市町がやらんなん。本当に矛盾する広域化やと思います。そこだけを指摘しまして、質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時22分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年12月7日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 長谷川 崇朗

署名議員 岩井 智恵子